

設置の趣旨等を記載した書類（資料）

目次

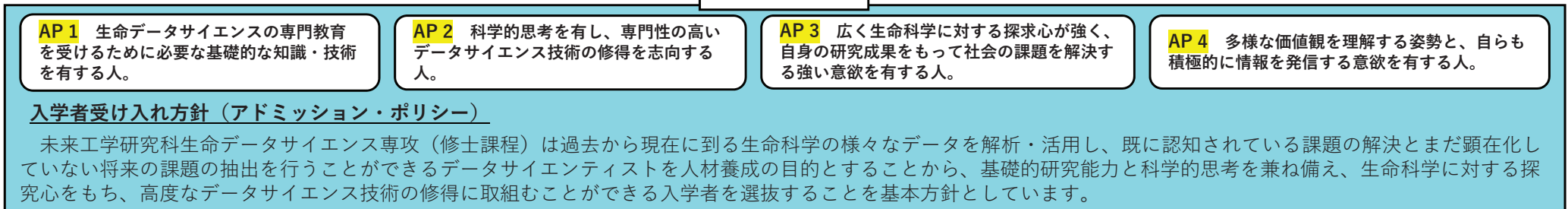
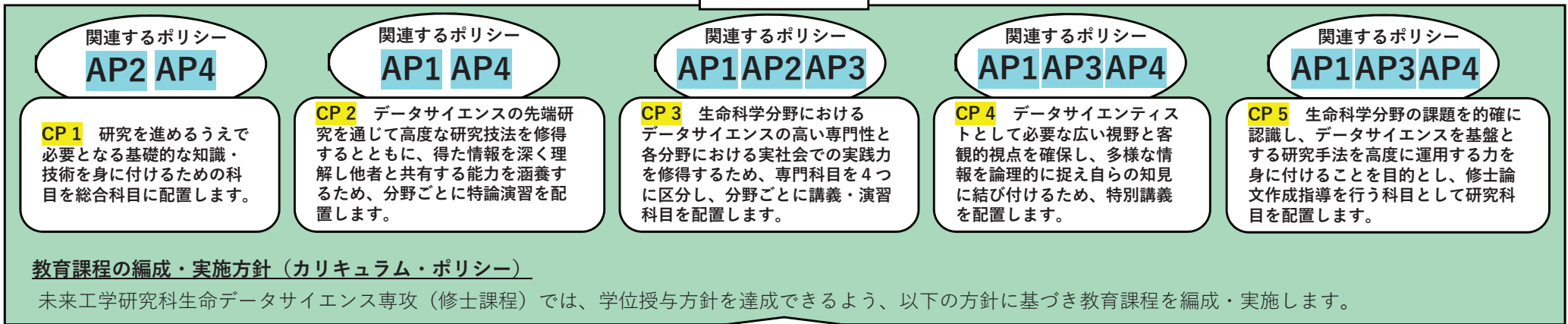
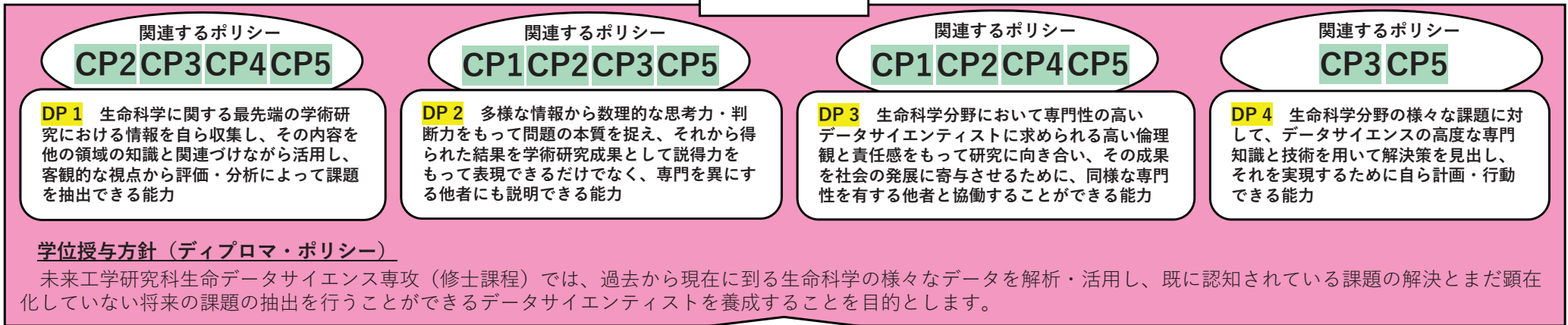
【資料 1】	人材の養成・教育研究上の目的及び3つのポリシーの関連図	P. 2
【資料 2】	データサイエンティスト協会が定めた4つのスキルレベル	P. 3
【資料 3】	未来工学研究科_カリキュラムマップ	P. 5
【資料 4】	授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係	P. 6
【資料 5】	未来工学研究科_入学から修了までのスケジュール	P. 7
【資料 6】	北里大学研究倫理規準	P. 9
【資料 7】	eAPRIN の主要単元内容	P. 12
【資料 8】	未来工学研究科_3つの履修モデル	P. 19
【資料 9】	未来工学研究科_基礎となる学部との関係	P. 22
【資料 10】	未来工学研究科_時間割	P. 23
【資料 11】	学校法人北里研究所 研究ポリシー	P. 24
【資料 12】	一般研究費の配分状況	P. 26
【資料 13】	北里大学大学院ティーチング・アシスタント規程	P. 27
【資料 14】	北里大学大学院ティーチング・アシスタント資金規程	P. 30
【資料 15】	北里大学大学院リサーチ・アシスタント規程	P. 32
【資料 16】	学校法人北里研究所バイアウト制度に関する規程	P. 35
【資料 17】	学校法人北里研究所サバティカル制度に関する規程	P. 38
【資料 18】	学校法人北里研究所クロスアポイントメント制度に関する規程	P. 40
【資料 19】	2023 年度女性研究者のための研究・育児両立支援助成金募集要項	P. 44
【資料 20】	北里大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規則	P. 48
【資料 21】	学生への研究倫理教育の実施状況	P. 60
【資料 22】	大学におけるコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画	P. 61
【資料 23】	北里大学における公的研究費の運営・管理等に関する取組指針	P. 62
【資料 24】	北里大学における公的研究費の運営・管理に関する行動規範	P. 66
【資料 25】	北里大学における公的研究費の取扱及び不正使用の防止並びに 対応に関する規則	P. 67
【資料 26】	未来工学研究科_図書目録	P. 82
【資料 27】	学校法人北里研究所組織図	P. 90
【資料 28】	北里大学自己点検・評価委員会規程	P. 91
【資料 29】	学校法人北里研究所情報公開規程	P. 94
【資料 30】	未来工学研究科_学位論文審査基準	P. 101
【資料 31】	北里大学高等教育開発センター設置規程	P. 102
【資料 32】	FD 委員会規程	P. 105
【資料 33】	SD 委員会規程	P. 107

【資料1】人材の育成・教育研究上の目的及び3つのポリシーの関連図

人材の養成・教育研究上の目的

未来工学研究科生命データサイエンス専攻（修士課程）では、過去から現在に到る生命科学の様々なデータを解析・活用し、既に認知されている課題の解決とまだ顕在化していない将来の課題の抽出を行うことができるデータサイエンティストを養成することを目的とします。

そのための教育研究上の目的は、生命科学の様々なデータを高度に利用するために求められる生物学的な基礎知識とデータを扱うための工学的手法とその背景理論の修得、さらにそれらを利用して問題を解決する能力を養成します。



1 (書類等の題名)

- データサイエンティスト協会が定めた4つのスキルレベル
(本文14ページ、資料3ページ【資料2】)

2 (出典)

- 一般社団法人データサイエンティスト協会

3 (引用範囲)

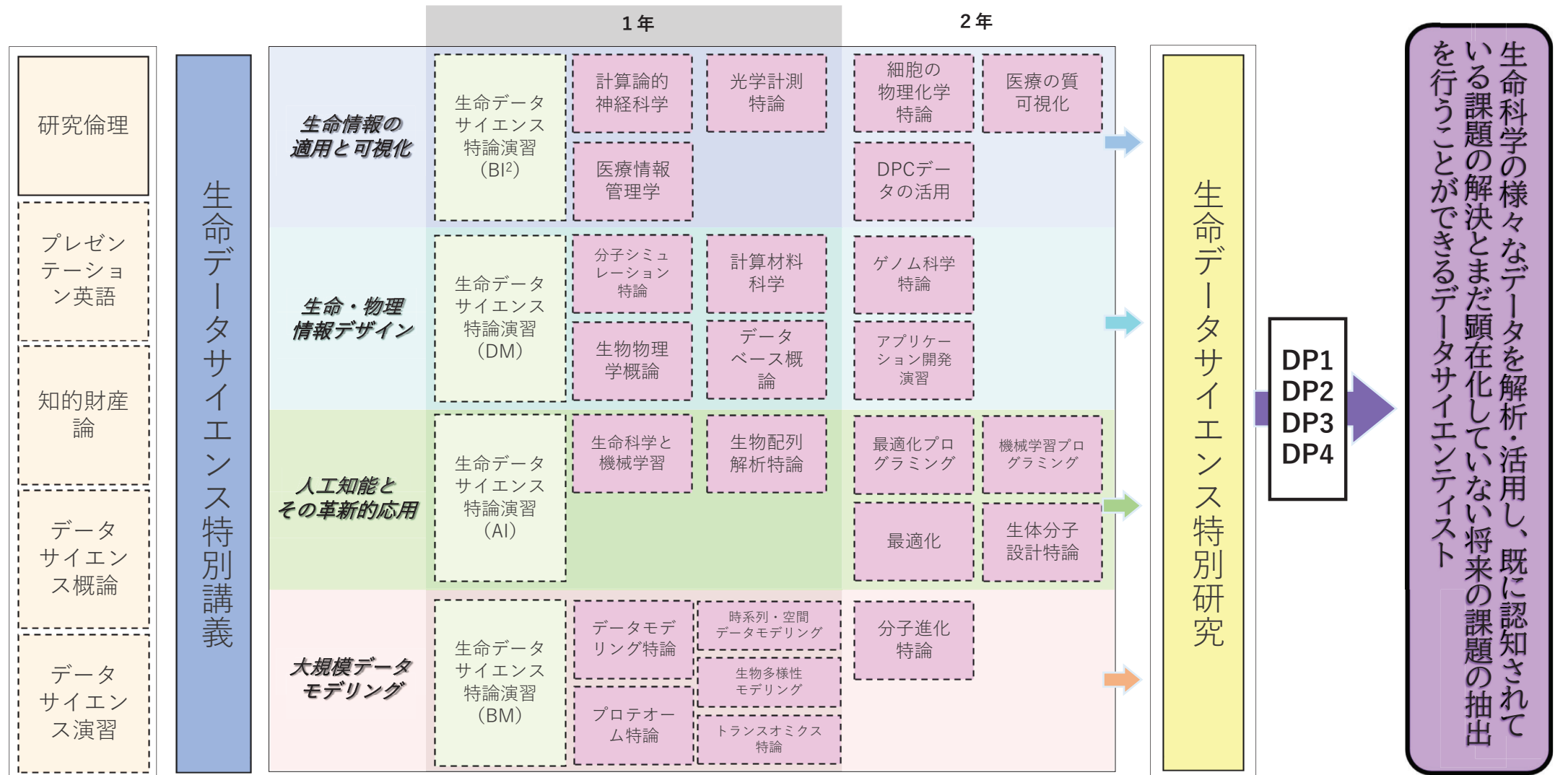
- 2014年12月10日プレスリリース「データサイエンティスト協会、データサイエンティストのミッション、スキルセット、定義、スキルレベルを発表」より抜粋
(3ページから4ページ)

<file:///C:/Users/026504/Downloads/d7312-20141210-6604.pdf>

【資料3】未来工学研究科_カリキュラムマップ

総合科目
特別講義
主科目
専門科目
研究科目
必修
選択

DP1	生命科学に関する最先端の学術研究における情報を自ら収集し、その内容を他の領域の知識と関連づけながら活用し、客観的な視点から評価・分析によって課題を抽出できる能力
DP2	多様な情報から数理的な思考力・判断力をもって問題の本質を捉え、それから得られた結果を学術研究成果として説得力をもって表現できるだけでなく、専門を異にする他者にも説明できる能力
DP3	生命科学分野において専門性の高いデータサイエンティストに求められる高い倫理観と責任感をもって研究に向き合い、その成果を社会の発展に寄与させるために、同様な専門性を有する他者と協働することができる能力
DP4	生命科学分野の様々な課題に対して、データサイエンスの高度な専門知識と技術を用いて解決策を見出し、それを実現するために自ら計画・行動できる能力



【資料4】 授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係

			未来工学研究科生命データサイエンス専攻(修士課程)では、過去から現在に到る生命科学の様々なデータを解析・活用し、既に認知されている課題の解決とまだ顕在化していない将来の課題の抽出を行うことができるデータサイエンティストを養成することを目的とします。 そのための教育研究上の目的は、生命科学の様々なデータを高度に利用するために求められる生物学的な基礎知識とデータを扱うための工学的手法とその背景理論の修得、さらにそれらを利用して問題を解決する能力を養成します。				
		養成する人材像					
		ディプロマ・ポリシー	(1)生命科学に関する最先端の学術研究における情報を自ら収集し、その内容を他の領域の知識と関連づけながら活用し、客観的な視点から評価・分析によって課題を抽出できる能力	(2)多様な情報から数理的な思考力・判断力をもって問題の本質を捉え、それから得られた結果を学術研究成果として説得力をもって表現できるだけでなく、専門を異にする他者にも説明できる能力	(3)生命科学分野において専門性の高いデータサイエンティストに求められる高い倫理観と責任感をもって研究に向き合い、その成果を社会の発展に寄与させるために、同様な専門性を有する他者と協働することができる能力	(4)生命科学分野の様々な課題に対して、データサイエンスの高度な専門知識と技術を用いて解決策を見出し、それを実現するために自ら計画・行動できる能力	
区分	科目名	必修・選択	DP(1)	DP(2)	DP(3)	DP(4)	
総合科目	研究倫理	必修			○		
	知的財産論	選択			○		
	データサイエンス概論	選択	○		○		
	データサイエンス演習	選択	○		○		
	プレゼンテーション英語	選択		○			
主科目	生命データサイエンス特論演習(BI ²)	選択	○	○	○	○	
	生命データサイエンス特論演習(DM)	選択	○	○	○	○	
	生命データサイエンス特論演習(AI)	選択	○	○	○	○	
	生命データサイエンス特論演習(BM)	選択	○	○	○	○	
専門科目	生命情報の適用と可視化	計算論的神経科学	選択	○	○		
		光学計測特論	選択	○			
		医療情報管理学	選択	○	○		
		細胞の物理化学特論	選択	○			
		医療の質可視化	選択	○	○		
		DPCデータの活用	選択	○	○		
	生命・物理情報デザイン	分子シミュレーション特論	選択	○	○		
		生物物理学概論	選択	○			
		データベース概論	選択		○		
		計算材料科学	選択	○	○		
		ゲノム科学特論	選択	○			
		アプリケーション開発演習	選択		○		
	人工知能とその革新的応用	生命科学と機械学習	選択	○	○		
		生物配列解析特論	選択	○	○		
		機械学習プログラミング	選択		○		
		生体分子設計特論	選択	○	○		
		最適化	選択		○		
		最適化プログラミング	選択		○		
	大規模データモデリング	データモデリング特論	選択		○		
		プロテオーム特論	選択	○			
		生物多様性モデリング	選択	○	○		
		時系列・空間データモデリング	選択		○		
		トランスオミクス特論	選択	○	○		
		分子進化特論	選択	○			
特別講義	生命データサイエンス特別講義	必修	○		○	○	
研究科目	生命データサイエンス特別研究Ⅰ	必修	○	○	○	○	
	生命データサイエンス特別研究Ⅱ	必修	○	○	○	○	

【資料5】入学から修了までのスケジュール表

学年	学期	月	生命データサイエンス専攻
1年	前期	4月	新入生ガイダンス
			履修指導
			研究指導教員の決定（研究科委員会）
		5月	副研究指導教員の決定（4月～5月）
			研究計画の策定（4月～5月）
		6月	副研究指導教員による研究指導面談
		7月	研究倫理教員（eラーニング） 受講締切
	8月		
	後期	9月	研究指導教員・副研究指導教員との面談 （研究計画書に基づいて当学期の研究計画を見直し）
			履修指導
		10月	
		11月	副研究指導教員による研究指導面談
		12月	
		1月	
2月		中間報告会	
3月			
2年	前期	4月	研究指導教員・副研究指導教員との面談 （研究計画書に基づいて当学期の研究計画を見直し）
			履修指導
		5月	
		6月	副研究指導教員による研究指導面談
		7月	
	8月		
	後期	9月	研究指導教員・副研究指導教員との面談 （研究計画書に基づいて当学期の研究計画を見直し）
			履修指導
		10月	

	後期	11月	副研究指導教員による研究指導面談
		12月	修士論文審査委員会（主査・副査）決定（研究科委員会）
		1月	修士論文題目提出（1月上旬）
			修士論文提出（1月下旬） →主査・副査による査読
		2月	修士論文審査会（最終試験）
			修士論文判定（研究科委員会）
		3月	学位授与式

【資料6】北里大学研究倫理規準

北里大学研究倫理規準

平成19年 7月20日制定

平成26年11月21日改正

平成28年11月 1日改正

研究者は、自ら生み出す専門知識及び技術の質を担保する責任を有し、更に自らの専門知識、技術及び経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧に貢献するという責任を有する。したがって、学術研究に従事する研究者は、自身の自由な研究活動における目的を達成するに当たり、社会倫理を逸脱しないよう自らを強く律して研究を遂行し、同時に、その豊かな識見をもって、学生の教育、後継者の養成及び社会への貢献活動などを行う責務がある。

北里大学は、その構成員が研究者としての基本的姿勢を尊重し、社会からの信頼と尊敬を得るにふさわしい学術研究活動を遂行するため、いかなる努力も惜しまないことをここに表明する。

(目的)

第1条 北里大学（以下「本学」という。）は、学術研究が科学的及び社会的に見て適切な方法で進められ、社会からの信頼を確保することを目的とし、研究者として遵守すべき倫理規準（以下「本規準」という。）をここに定める。

(研究者の定義)

第2条 本規準における「研究者」には、本学の専任教職員のみならず、本学において研究活動に従事する者（非常勤の研究員等）を含む。

(研究者の倫理)

第3条 研究者は、研究に際し、次の事項を遵守する。

- (1) 研究者は、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格及び自由を尊重し、属性及び思想信条による差別を行わない。
- (2) 真理の探究に従事する者として、不正な手段により研究活動及びその成果を歪曲しない。
- (3) 共同研究者、研究協力者、研究支援者等を自分と対等な人格として尊重し、研究活動に参加する大学院学生及び学部学生等に対する不当な取扱い及び抑圧による制限等をしない。
- (4) 研究者としての能力及び適切な知識の水準の維持及び向上を目指し、常に自己研鑽に努める。
- (5) ヒトを含む生物を対象とする研究を行う場合には、科学的かつ社会的に妥当な方法で進める。
- (6) 国際的及び国内的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等並びに本学の諸規程を遵守する。

- (7) 研究成果の公表及び社会への還元を積極的に行う。
- (8) 自らの研究活動、研究計画、研究目的及び進捗状況について社会への説明に努める。
(学術研究における不正防止)

第4条 研究者は、自らの研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わない。

- 2 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等の適切な取扱い並びに管理及び保存を徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境及び教育環境の整備に努めなければならない。
- 3 研究者は、研究環境及び教育環境の安全の維持並びに環境への負荷の軽減のために、環境及び安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射性同位元素、遺伝子組換え生物、劇毒物、環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関連する法令、指針、本学規程等を遵守しなければならない。

(研究成果の公表の在り方)

第5条 研究者は、研究活動に実質的に関与し、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合のみオーサーシップを認められる。

- 2 研究者は、発表する研究データの信頼性の確保に向けて最善の努力を払うとともに、他の研究者の研究成果及びオリジナリティを尊重して公正かつ適切な引用を行わなければならない。
- 3 研究者は、先行研究の諸成果を精査し、尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、プライバシー保護の重要性にかんがみ、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものは、これを他に漏らしてはならない。

(研究費の適正な使用)

第8条 研究者は、研究費が学生納付金、国、地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄附金等から提供されていることにかんがみ、研究費を適正かつ効率的に運用しなければならない。

- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究以外の目的に流用してはならない。
- 3 研究者は、研究費の使途を定めた法令、当該研究費の使用条件及びルール並びに本学の規程等を遵守し、その使途に関する書類等の管理を厳重に行い、交付期間終了後、適切に説明責任を果たせるように努めなければならない。

(本学の責務)

第9条 本学は、本規準の精神を学内に周知徹底し、本規準にのっとりた教育活動及び研

究活動を具体的に遂行するための諸規程の整備並びに運営組織の設置及び充実に努める責務を有する。

2 本学は、本規準の運用を実効あるものとするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、適切な措置を講ずるものとする。

(事務)

第10条 この規準に関する事務は、研究支援センター事務室が取り扱う。

(この規準の改廃)

第11条 この規準の改廃は、学部長会の議を経て、理事会において決定する。

附 則

この規準は、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この規準は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規準は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

1 (書類等の題名)

○eAPRIN の主要単元内容

(本文 23 ページ、資料 12 ページ【資料 7】)

2 (出典)

○一般財団法人公正研究推進協会

3 (引用範囲)

○「一般財団法人公正研究推進協会 APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN) 教材 主要単元内容」

https://www.aprin.or.jp/form0/e-learning_maincontents.pdf

【資料8】未来工学研究科_3つの履修モデル

必修

選択

履修モデルA

生命・物理・化学データを読み解き使う
データアナリスト・分子デザイナー

		総合科目		主科目	専門科目	特別講義	研究科目
2年	後期				アプリケーション開発演習 生体分子設計特論		生命データサイエンス特別研究II
	前期				ゲノム科学特論		
1年	後期			生命データサイエンス特論演習(AI) 生命データサイエンス特論演習(DM)	計算材料科学		生命データサイエンス特別研究I
	前期	プレゼンテーション英語 研究倫理	データサイエンス概論 データサイエンス演習		分子シミュレーション特論	生命データサイエンス特別講義	

生命・物理・化学データを読み解き使う
データアナリスト・分子デザイナー

必修

選択

		総合科目		主科目	専門科目	特別講義	研究科目
2年	後期				最適化プログラミング 最適化		生命データサイエンス特別研究II
	前期				機械学習プログラミング 細胞の物理化学特論		
1年	後期			生命データサイエンス特論演習(AI) 生命データサイエンス特論演習(BI ²)	生物配列解析特論 計算論的神経科学		生命データサイエンス特別研究I
	前期	研究倫理	知的財産論		生命科学と機械学習 生物物理学概論	生命データサイエンス特別講義	

高度情報処理技術を利用して生命データを読み解き
モノ作りへの展開も目指すAI・バイオエンジニア

必修

選択

履修モデルC

大規模データを活用できる
データアーキテクト・モデラー

		総合科目		主科目	専門科目	特別講義	研究科目
2年	後期						生命データサイエンス特別研究II
	前期				分子進化特論		
1年	後期			生命データサイエンス特論演習(BM) 生命データサイエンス特論演習(BI ²)	生物多様性モデリング 医療情報管理学 トランスオミクス特論 時系列・空間データモデリング		生命データサイエンス特別研究I
	前期	研究倫理	プレゼンテーション英語 知的財産論		データモデリング特論 データベース概論 プロテオーム特論	生命データサイエンス特別講義	

大規模データを活用できる
データアーキテクト・モデラー

生命・物理・化学データを読み解き使うデータアナリスト・分子デザイナー

高度情報処理技術を利用して生命データを読み解きモノ作りへの展開も目指すAI・バイオエンジニア

大規模データを利活用できるデータアーキテクト・モデラー

生命科学の様々なデータを解析・活用し、既に認知されている課題の解決とまだ顕在化していない将来の課題の抽出を行うことができるデータサイエンティスト

修士論文 (研究科目)

生命データサイエンス特別研究

専門科目

生命情報の適用と可視化

- ・計算論的神経科学
- ・光学計測特論
- ・医療の質可視化
- ・医療情報管理学 等

生命・物理情報デザイン

- ・分子シミュレーション特論
- ・計算材料科学
- ・ゲム科学特論
- ・データベース概論 等

人工知能とその革新的応用

- ・生命科学と機械学習
- ・生物配列解析特論
- ・機械学習プログラミング
- ・最適化プログラミング 等

大規模データモデリング

- ・データモデリング 特論
- ・生物多様性モデリング
- ・トランスオミクス特論
- ・プロテオーム特論 等

主科目

生命データサイエンス特論演習

特別講義

生命データサイエンス特別講義

総合科目

研究倫理、プレゼンテーション英語、データサイエンス概論 等

本学他学部・他大学の学生

複雑で広範囲な社会課題に切り込んでいく人材 (データサイエンティスト)

多様なバックグラウンドを持つ実務経験者

3群科目

データサイエンティストとしての価値の創造

卒業研究

バイオイメージインフォマティクス (BI)

人工知能 (AI)

ソフトマターインフォマティクス (SI)

トランスオミクス (TO)

データモデリング (DM)

生物工学インフォマティクス (BB)

生命情報デザイン (LD)

メディカルインフォマティクス (MI)

未来工学特別講義

輪講 (ゼミナール)

データサイエンティストを支える教養とスキル

- ・データサイエンス研究入門
- ・プログラミングⅢ 等

医療データの取り扱い

- ・医学・医療概論
- ・メディカルインフォマティクス 等

データのモデリング

- ・データ解析とその数理
- ・データエンジニアリング演習 等

データサイエンスのための数理

- ・深層学習入門
- ・バイオインフォマティクス 等

ライフサイエンスの基礎科学

- ・生命系の情報理論
- ・イメージングと画像解析 等

1群科目、2群科目

【資料10】未来工学研究科_時間割

未来工学研究科 生命データサイエンス専攻 修士課程 時間割

【前期】	月			火			水			木			金		
	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室
1限	M1														
	M2														
2限	M1	データベース概論 生命科学と機械学習	鎌田、牧垣 齋藤、飯田	小講義室 (1) 小講義室 (2)			生物物理学概論	渡邊	小講義室 (4)						
	M2						ゲノム科学特論 分子進化特論	鎌田 原	小講義室 (1) 小講義室 (2)						
3限	M1	データモデリング特論	島津、力丸	小講義室 (1)											
	M2						機械学習プログラミング	榊原	PCルーム (3)						
4限	M1	プレゼンテーション英語	ガダード	セミナー室			データサイエンス概論	岡、渡邊	セミナー室	分子シミュレーション特論 プロテオーム特論	渡邊、石井 河野	小講義室 (3) 小講義室 (1)			
	M2	細胞の物理化学特論	岡、設楽	小講義室 (3)			医療の質可視化	荒井	小講義室 (3)	DPCデータの活用	荒井	小講義室 (1)			
5限	M1	生命データサイエンス特別講義	岡、渡邊、河野、島津、齋藤、鎌田	セミナー室			データサイエンス演習 知的財産論	齋藤、鎌田、飯田、来見田 廣田	PCルーム (3) セミナー室	研究倫理	岡、渡邊、河野、島津、齋藤、鎌田、荒井	セミナー室			
	M2														

【後期】	月			火			水			木			金		
	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室
1限	M1														
	M2														
2限	M1						計算材料科学 生物多様性モデリング	渡邊、石井 島津	小講義室 (3) 小講義室 (1)						
	M2														
3限	M1						時系列・空間データモデリング	力丸	小講義室 (1)	生物配列解析特論 光学計測特論	齋藤 新藤	小講義室 (2) 小講義室 (3)			
	M2														
4限	M1	医療情報管理学	荒井	小講義室 (3)			トランスオミクス特論	河野、原	小講義室 (1)						
	M2														
5限	M1	生命データサイエンス特論演習 (B1) 生命データサイエンス特論演習 (DM) 生命データサイエンス特論演習 (A1) 生命データサイエンス特論演習 (BM)	岡、新藤 渡邊、鎌田 齋藤 河野、島津、原、力丸	セミナー室 小講義室 (3) 小講義室 (2) セミナー室			計算論的神経科学	岡	小講義室 (3)						
	M2														

※生命データサイエンス特別研究 I / II (各6単位) : 1・2年次配当必修科目 通年(全180回) 担当教員と調整の上、不定期開講とする。

総合科目	専門科目
主科目	特別講義

【集中講義】
 ○2年8月～10月にて実施
 ・最適化(榊原) 小講義室 (2)
 ・最適化プログラミング(榊原) PCルーム (3)
 ○2年9月～10月にて実施
 ・アプリケーション開発演習(鎌田、牧垣) PCルーム (3)
 ・生体分子設計特論(齋藤、来見田) 小講義室 (2)

学校法人北里研究所 研究ポリシー

学校法人北里研究所（以下「本法人」という。）は、北里精神に則り、生命現象の科学的解明にあたるとともに、生命科学及び関連分野における有為な研究者、教育者、専門職業人の養成を第一の使命とし、さらに研究成果を社会に還元する“実学志向”に基づく予防・診療活動を始めとする諸活動を展開することにより、広く社会の発展のために寄与することを憲章として掲げております。

本法人において研究に従事する全ての者は、この憲章のもと、研究活動とその成果が将来に亘り社会に与える影響を自覚しながら、専門的な能力と幅広い視野をもって社会からの信頼と負託に応えてゆくことが求められます。

このような憲章を踏まえ、本法人における研究の基本的な在り方を示した研究ポリシーを以下のとおり定めます。

1. 研究の理念

本法人は、社会の多様な要請に応えるための独創的で特色のある研究活動を通して豊かな未来を開拓する新たな知を創造します。

1) 研究の自由

本法人は、研究者の自由な発想にもとづく個性的で特色のある研究を尊重します。

2) 学術研究の推進

本法人は、基礎研究と応用研究の相互の緊密な連携を促進させ、国内外の学術交流を活性化することで学術研究拠点の形成を進めます。

3) 研究水準の向上

本法人は、研究の質的向上に係る計画を立案し、研究支援体制の整備と研究支援策の実施により、本法人全体の更なる研究水準の向上を目指します。

2. 研究成果の還元

本法人は、研究活動を通して社会を先導する人材を育成するとともに、研究成果を実践の場にかかすことで人類の健康と福祉、社会の安全と安寧に貢献します。

1) 次世代への継承

本法人は、最先端の研究成果を教育にかかすことにより、教育の特色化と質的向上を図るとともに、次世代を担う人材を育成、輩出します。

2) 社会実践の実現

本法人は、国・地方公共団体、民間企業、非営利法人等の機関だけでなく、地域社会とも密接に連携した研究活動を展開することで、持続可能な社会の構築と発展に貢献します。

3) 研究成果の発信

本法人は、研究成果を学術論文、著書、学会発表、展示・出品等により積極的に情報公開するとともに、広報活動等を通じて積極的に社会に発信します。

3. 研究の規範

本法人は、科学的小よび社会的に信頼のある研究を行います。

1) 法人の責務

本法人は、本法人が定める北里大学研究倫理基準の遵守を研究・教育に携わるすべての構成員に求めます。

2) 構成員の責務

本法人の構成員は、自らの社会的立場と責務に自覚をもつとともに、自ら点検し、これを社会に開示・説明することで社会の信頼に応える研究活動を遂行します。

【資料12】一般研究費の配分状況

一般研究費等の配分方法

	一般研究費配分方法	配分根拠
薬学部	<ul style="list-style-type: none"> ・原則一研究室4,050千円、共有施設は固定額、その他の研究室は単価×0.9 ・単価：教授2,000千円/准教授1,200千円/講師700千円/助教・助手300千円 ・教研機器は一研究室1,440千円 ※その他研究室毎の例外、調整あり 	2022予算計算書（一般研究費・機器費）
獣医学部	<ul style="list-style-type: none"> （1）基礎配分、（2）教員数配分、（3）大学院研究費配分、（4）研究生研究費配分、（5）卒業論文研究費の5点で配分基準を定め、所属する教員・学生数に応じて研究室ごとに配分している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年度獣医学部研究費・実習費配分基準 ・2022年度獣医学部研究費・実習費配分明細表（2022年5月1日現在）
医学部	<ul style="list-style-type: none"> ①毎年、年度当初に以下を医学部研究委員会、教授会の承認を得た上で一般研究費当初配分として配分 <ul style="list-style-type: none"> ・1教育研究単位当たり112万5千円を配分 ・上記に加え、所属教員1名あたり3万円を配分 ※新世紀医療開発センターは上記によらず教員1名あたり15万円を配分 ※医学教育研究開発センターには上記によらず1部門につき、所属教員1名あたり30万円を配分 ②毎年、7月末に過去3年間の学術論文掲載結果をもとに、内規「研究業績による研究費配分基準」に基づいて各教育研究単位の合計点数をもとめ、その点数をもとに予算総額4,150万円を原資として配分を行う。 ③毎年、9月下旬に当年度の教育研究単位ごとの文科研費の応募、採択の状況および不採択A評価の状況に基づき、予算総額500万円を原資として配分を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究業績による研究費配分基準 ・2021年度一般研究費研究単位配分 ・2021年度一般研究費『科研申請・採択増進配分』（案）
海洋生命科学部	<ul style="list-style-type: none"> ・職位に関係なく、全教員に一般研究費として一律額を配分（一人83万円） ・学術業績として学術論文1報を掲載ごとに20万円を配布 ただし、准教授以下で2年前に掲載した学術論文を対象とする。 	講座費等基礎配分表
看護学部	<p>毎年度5月に「研究主題登録」の募集を行う。その申請に基づき、教授、准教授については1課題30万円、講師、助教、助手については1課題15万円を上限として、研究委員会および教授会の承認を経て研究費の配分を行う。</p>	2022年度看護学部研究主題登録申請について 2022年度研究主題登録申請一覧
理学部	<ul style="list-style-type: none"> ・一般研究費配分額 <ul style="list-style-type: none"> ①教授 <ul style="list-style-type: none"> 学部（1講座） 1,800千円（化学科共通一人当たり400千円） 研究科（一分野） 720千円 ・特別研究費配分額 <ul style="list-style-type: none"> ①教授 585千円 ②准教授以下 総額 10,800千円（内9,000千円は、教授による研究課題の審査により配分額を確定、更に1,800千円を外部資金申請採択状況により配分） <ul style="list-style-type: none"> 科研費：申請0.5pt/1件、採択2.0pt/1件(上限2.0pt) 助成、受託、共同、学術奨励：申請0.5pt/1件(上限3件)、採択2.0pt/1件 	理学部教授会議事録
医療衛生学部	<ul style="list-style-type: none"> ○配分方法 専任教員（講師以上）を算定基礎として、各学科目の一般研究費配分額を算出する。 <ul style="list-style-type: none"> （1）基準額 教授在籍の学科目 50万円 教授不在の学科目 0円 （2）人数配分 講師以上一人当たり 50万円 （3）初動経費 教授の着任年度 50万円(学外からの着任)、 30万円(学科目変更を伴う内部昇任)、 10万円(学科目変更を伴わない内部昇任) （4）大学院兼担で科研費申請をした助教 30万円 *休業を取得した助教の科研費申請の有無は休業前直近の申請状況により判断する。 （5）一般研究費は年度内入職・異動の時期により配分率を決める。 4/1～9/30 100%、10/1～翌年3/31 60% （6）前年度の支出に超過額が発生した場合、次年度配分額と相殺する。 	2022年度第2回医療衛生学部研究委員会資料
一般教育部	<p>所属する教員の人数に応じ、職位ごとに単価（141,000円～282,000円）を定めて配分する「教員配分」により研究費の配分を行う。これに加え、自然科学センターの3単位には「基礎配分」として400,000円を配分する。また、新たに着任する教員を迎えた単位にのみ「新任教員初年度配分」として1名につき200,000円を配分する。</p>	【一般教育】2022年度 研究費・実習費資料
医療系研究科	教授 1,000千円、准教授 500千円	第319回大学院医療系研究科委員会議事録 抜粋
感染制御科学府	一般研究費は、研究室の代表者が、教授の場合は50万円、教授以外（准教授、講師）の場合は25万円を支給	大村研運営会議承認「一般研究費配分表2022年度分」

【資料13】北里大学大学院ティーチング・アシスタント規程

北里大学大学院ティーチング・アシスタント規程

平成11年12月16日制定
平成15年 3月14日改正
平成18年10月 1日改正
平成19年 4月 1日改正
平成20年 4月 1日改正
平成26年11月21日改正
2020年11月20日改正

(趣旨)

第1条 本学における大学院の教育研究の充実振興及び学部教育の充実並びに後継者の育成を図るため、本学大学院にティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)を置くことができる。TAの取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(業務)

第2条 TAは、1群科目、2群科目及び3群科目につき、当該授業科目の担当教員の指示監督の下に、次の授業の補助等を行うことを業務とする。

- (1) 講義及び演習の補助
- (2) 実験・実習の補助(技術上の助言、準備及び機器の整備等を含む。)

(採用資格)

第3条 TAは、本学大学院の正規の課程に在籍する者で、建学の理念を理解し、人物及び識見が優れ、成績優秀な大学院生の中から採用する。

2 TAの採用資格及び選考基準は、大学院各研究科及び学府(以下「研究科等」という。)において内規を定める。

(採用期間)

第4条 TAの採用期間は、1年以内とする。ただし、必要に応じ1年以内を単位として改めて採用することができる。

2 12月までに入試が完了している研究科等の1年次生及び2年次生以上(以下「1次募集生」という。)並びに1月以降に当該年度の入試を行う研究科等の1年次生(以下「2次募集生」という。)でTAになる者の採用の始期は4月1日、終期は翌年3月31日とする。

(採用人数)

第5条 大学院博士課程及び博士後期課程(以下「大学院博士課程」という。)のTAの採用人数は、各研究科等で定める。

2 大学院修士課程及び博士前期課程(以下「大学院修士課程」という。)のTAの採用人数は、TAを必要とする学部及び一般教育部(以下「学部等」という。)で定める。

(授業科目の基準)

第6条 TAを採用する場合の授業科目の基準は、TA1人につき次のとおりとする。

TA1人につき	講義	受講生100人程度
	演習	受講生 50人程度
	実験・実習	受講生 25人程度

(担当時間)

第7条 TAの担当時間は、第2条第1号又は第2号の業務につき、次のとおりとする。

- (1) 大学院博士課程TAの担当時間は、原則として平均週4.5時間、年間135時間(90コマ)を上限とする。ただし、実験・実習の補助のときは、週単位の上限時間によらず、年間135時間を超えない範囲で実情に応じて担当することができる。
- (2) 大学院修士課程TAの担当時間は、原則として平均週3時間、年間90時間(60コマ)を上限とする。ただし、実験・実習の補助のときは、週単位の上限時間によらず、年間90時間を超えない範囲で

実情に応じて担当することができる。

2 TAの担当科目及び担当時間は、TA採用申請書に基づき、各研究科等において決定する。

(手当及び支給基準)

第8条 TAの手当は、第2条第1号又は第2号の業務につき、担当時間により毎月計算した額を原則として翌月25日に本人に支給する。

2 手当の支給基準は、次のとおりとする。

(1) 大学院博士課程TAの手当は、1コマ(90分)当たり6,750円とする。

(2) 大学院修士課程TAの手当は、1コマ(90分)当たり4,000円とする。

3 TAの手当の財源は、次によるものとする。

(1) 大学院博士課程TAの手当は、北里大学大学院ティーチング・アシスタント資金から支出する。

(2) 大学院修士課程TAの手当は、当該授業科目を開講する学部等の経常費から支出する。

(採用申請)

第9条 各学部等の授業科目(兼担科目及び兼任科目を除く。)の単位認定者は、第2条第1号又は第2号の授業の補助を必要とするときは、所定の様式により、TA採用申請書を前年度の1月10日までに当該学部長等に提出する。

2 学部長及び一般教育部長は、提出された採用申請書に基づき、学部教授会及び一般教育連合教授会において、前年度の1月31日までにTAの採用計画を決定し、TAの募集を同一地区内の研究科長及び学府長(以下「研究科長等」という。)に依頼する。ただし、異なる地区にて授業が実施される等の特別な理由がある場合には、関連がある地区の研究科長等に依頼することができる。

(募集)

第10条 研究科長等は、前条により依頼のあった授業科目につき、TAの募集を行う。

(申込み)

第11条 TAを希望する者は、所定の様式により、TA応募申請書を1次募集生にあつては2月10日までに、2次募集生にあつては4月10日までに当該研究科長等へ提出する。

2 TAに応募した者には、必要に応じ面接等を行うことがある。

(選考及び採用)

第12条 研究科長等は、研究科等が定める内規に従い、研究科委員会及び学府教授会(以下「研究科委員会等」という。)においてTA候補者を選考し、1次募集生にあつては2月末日までに、2次募集生にあつては4月30日までに学長に上申する。

2 学長は、前項のTA候補者につき、北里大学大学院委員会の議を経て1次募集生にあつては3月31日までに、2次募集生にあつては5月31日までに理事長に採用を上申する。

3 理事長は、前項の手続を経て上申のあった者をTAに採用する。

(採用取消し)

第13条 TAが次の各号の一に該当したときは、研究科委員会等及び北里大学大学院委員会の議を経て理事長が採用を取り消す。

(1) 学業をおろそかにしていると認められるとき。

(2) 北里大学大学院学則第50条及び第52条の規定により、除籍、譴責、謹慎、停学若しくは退学の処分を受けたとき、又はこれに相当すると認められるとき。

(3) 休学し、若しくは退学したとき、又は成業の見込みがないとき。

(4) 業務につき、授業科目の担当教員の指示監督に従わないとき。

(5) 本人から採用辞退の申出があつたとき。

(6) その他前各号に相当する特別の理由があるとき。

(服務)

第14条 TAは、当該授業科目の担当教員の命に服して業務を行い、また業務上知り得た秘密を故なく漏らしてはならない。

2 TAは、業務終了の都度、事務室に備付するTA業務確認票に業務内容を記入し、捺印しなければなら

ない。ただし事務室閉室時などの場合は、この限りではない。

3 TAは、業務確認票について担当教員の確認を得なければならない。

4 TAが、病気等本人の都合により所定の業務に就くことができなかつたときは、欠勤とし、当該手当は、支給しない。

(事務局)

第15条 この規程に関する主な事項は研究支援センターが主管し、手当の支給に関する事項は人事部が分担する。

(細則)

第16条 この規程において別に定めるもののほか、運用に関し必要な事項については、細則を定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、北里大学大学院委員会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

1 この規程は、平成11年12月16日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、北里大学大学院ティーチング・アシスタントの取り扱いに関する細則(平成5年12月17日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月21日から施行する。

附 則 (北学総第2020-08498号)

この規程は、2020年11月20日から施行する。

【資料14】北里大学大学院ティーチング・アシスタント資金規程

北里大学大学院ティーチング・アシスタント資金規程

平成 5年12月17日制定
平成 7年 2月17日改正
平成 7年 3月10日改正
平成 9年 3月14日改正
平成10年 1月 1日改正
平成10年 4月 1日改正
平成11年12月16日改正
平成15年 3月14日改正
平成17年11月18日改正
平成18年10月 1日改正
平成20年 4月 1日改正
平成26年11月21日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、北里大学教育振興基金規程第3条第3号の定めに基づき、基金の果実（北里大学大学院ティーチング・アシスタント資金(以下「本資金」という。))の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(本資金の目的)

第2条 本資金は、本学における学部教育並びに一般教育の補助を行う大学院博士課程及び博士後期課程のティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)に対し、必要な援助を行うことを目的とする。

(資金)

第3条 本資金は、年度ごとに総額40,000千円とし、TA一人当たり600千円を上限とする。

(資金の配分)

第4条 本資金は、TAの採用結果に基づき、各研究科に配分する。

(事務局)

第5条 本資金の事務は、研究支援センター事務室が担当する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、北里大学大学院委員会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成6年1月1日から施行する。ただし、理学部及び医療衛生学部については、平成6年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成7年から平成10年までの改正附則を削除する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

【資料15】北里大学大学院リサーチ・アシスタント規程

北里大学大学院リサーチ・アシスタント規程

平成14年 3月15日制定

平成17年 4月15日改正

平成18年10月 1日改正

平成19年 4月 1日改正

平成20年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 本学における研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者の研究遂行能力を育成するため、本学大学院にリサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）を置くことができる。RAの取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(業務)

第2条 RAは、本学において実施される研究プロジェクト等に参画し、必要な研究補助を行うことを業務とする。研究プロジェクト等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 大学院研究科、学府及び学部等が特別に経費を支弁して行う研究プロジェクト
- (2) 国又は地方公共団体等から補助を受けて行う研究
- (3) 学内又は民間から補助を受けて行う研究
- (4) その他研究科委員会、学府及び学部等教授会が認めた研究

(採用資格)

第3条 RAは、本学大学院博士課程及び博士後期課程に在学する学生とする。

- 2 RAの採用資格及び選考基準は、大学院各研究科において内規を定める。

(採用期間)

第4条 RAの採用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年以内で、定められた期間とする。

- 2 採用に当たり、RAは、北里研究所と雇用契約を締結する。ただし、当該研究プロジェクト等が終了するまでの間、期間を延長し、雇用契約を更新することができる。

(担当時間)

第5条 RAの担当時間数は、原則として一週当たり20時間、年間500時間を上限とする。ただし、週単位の上限時間によらず、年間500時間を超えない範囲で実情に応じて担当することができる。

(手当及び支給基準)

第6条 RAの手当は、第2条の業務につき、担当時間により毎月計算した額を原則として翌月25日に本人に支給する。

- 2 RAの手当は、1時間当たり1,400円とする。
- 3 RAの手当は、RAを採用する大学院研究科、学府及び学部等の経常費から支出する。

(採用手続)

第7条 RAの採用を希望する研究プロジェクト等の研究代表者は、所定の手続を経て、次の書類を研究科長、学府長及び学部長等に提出する。

- (1) リサーチ・アシスタント採用申請書（様式1）
- (2) リサーチ・アシスタント採用計画書（様式2）

（選考及び採用）

第8条 研究科長は、内規に従い、研究科委員会においてRA候補者を選考し、学長に上申する。

2 学長は、前項のRA候補者につき、北里大学大学院委員会の議を経て理事長に採用を上申する。

3 理事長は、前項の手続を経て上申のあった者をRAに採用する。

（採用取消）

第9条 RAが次の各号の一に該当したときは、研究科委員会及び北里大学大学院委員会の議を経て理事長が採用を取り消す。

- (1) 学業をおろそかにしていると認められるとき。
- (2) 北里大学大学院学則第50条及び第52条の規定により、除籍、譴けん責、謹慎、停学若しくは退学の処分を受けたとき、又はこれに相当すると認められるとき。
- (3) 休学し、若しくは退学したとき、又は成業の見込みがないとき。
- (4) 業務につき、研究代表者の指示監督に従わないとき。
- (5) 本人から採用辞退の申出があったとき。
- (6) その他前各号に相当する特別の理由があるとき。

（服務）

第10条 RAは、当該研究プロジェクトの研究代表者の命に服して業務を行い、また業務上知り得た秘密を故なく漏らしてはならない。

2 RAは、業務終了の都度、事務室に備付するRA業務確認票に記入し、捺な印しなければならない。

3 RAが、病気等本人の都合により所定の業務に就くことができなかつたときは欠勤とし、当該手当は、支給しない。

（事務局）

第11条 この規程に関する主な事項は、研究支援センターが主管し、手当の支給に関する事項は、人事部が分担する。

（細則）

第12条 この規程の運用に関し必要な事項については、細則を定める。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、北里大学大学院委員会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

【資料16】学校法人北里研究所バイアウト制度に関する規程

学校法人北里研究所バイアウト制度に関する規程

2021年3月19日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北里研究所（以下「本法人」という。）に在籍する専任職員（本規程において専任職員とは嘱託職員を含む。）のバイアウト制度（以下「本制度」という。）に関する事項を定める。

2 本制度とは、本法人の研究力向上に向け、政府から競争的研究費を助成されている者に対し、その者が担っている業務のうち研究以外（「研究」には、当該競争的研究費により実施される研究以外の研究も含む。）の業務の代行を可能とし、研究プロジェクトに専念できる時間の拡充が可能となることにより、もって本法人の研究プロジェクトの一層の進展に寄与することを目的とする。

(適用資格)

第2条 本法人の専任職員として政府から競争的研究費の助成を受ける研究代表者（Principal Investigator：以下「PI」という。）及び研究費の助成を行う配分機関（以下「配分機関」という。）がバイアウト経費の支出を認める研究分担者に適用する。

(期間)

第3条 本制度の適用期間は、前条に規定する研究費の助成を受ける期間とする。

2 前項の適用期間を超えて本制度を適用することはできない。

(申請)

第4条 本制度を申請する場合は、「バイアウト制度申請書」（様式1）を作成し、所属長へ提出する。

2 申請書の提出があった所属長は、本制度の申請内容について代行被依頼者及びその所属長に了承を得る。

3 所属長は申請内容について、各事業部門の会議体の議を経て理事長の承認を得る。

(業務)

第5条 第1条第2項に定める代行業務は、次の通りとする。

(1) 講義等の教育活動

(2) 診療活動

(3) 研究成果普及活動等

(4) 上記(1)～(3)に付随する各種事務等

2 代行することができない業務は、次の通りとする。

(1) 教授会及び学内委員会等の管理運営に関する業務

(2) 入学試験に関する業務

(範囲)

第6条 代行業務の範囲は次の通りとする。

(1) 講義等の教育活動

教育活動に必要な最低限の参画を行うこととし、学部等において教育の質が担保されることとする。

代行依頼の対象は、兼担・兼任教員及び非常勤教員とする。

(2) 診療活動

代行依頼の対象は次の通りとする。

①非常勤医師

②自身が主たる勤務を行う病院以外の医師及び兼務医師

③学外出向中の兼務医師

(3) 研究成果普及活動等

原則として、本法人の専任職員に代行依頼することはできない。

2 前各号において、各種事務等の代行を依頼する場合はPI及び研究分担者が本来行うべき業務に限るものとする。

(上限)

第7条 バイアウト経費として支出できる上限は直接経費の20%を原則とし、PI及び研究分担者が所属する各事業部門において判断する。ただし、配分機関の定めがあるときにはその指示に従うこととする。

(手続き及び給与処遇)

第8条 本制度に基づく代行者の手続きは次の通りとする。

(1) 雇用

専任職員	兼担・兼任の取扱いに関する内規
臨時職員	非常勤職員就業規則
非常勤教員	
非常勤医師	

(2) 給与

専任職員	専任職員給与規程
臨時職員	非常勤職員給与規程
非常勤教員	
非常勤医師	

2 非常勤教員及び非常勤医師が本制度に基づき雇用される場合に限り、非常勤職員給与規程に定める手当額を標準として、バイアウト経費の範囲内で給与を支給することができる。その場合、個々の取扱要領に給与を定め、収支計算書を付して理事長の承認を得る

ものとする。

(バイアウト経費の支払い)

第9条 本制度を利用したPI及び研究分担者は、本法人の請求等に基づきバイアウト経費を支払う。

(主管部署)

第10条 この規程の主管部署は、研究支援センター事務室、人事部及び学事企画部とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て、理事会において決定する。

附則(北学総第2020-13245号)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

【資料17】学校法人北里研究所サバティカル制度に関する規程

学校法人北里研究所サバティカル制度に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

平成 28 年 11 月 1 日改正

2018 年 7 月 12 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人北里研究所(以下「本法人」という。)に在籍する専任職員のサバティカル制度に関する事項を定める。

2 サバティカル制度(以下、「本制度という」とは、本法人に一定期間以上勤務し、優れた実績を残した者に対し、業務を免除し、国内外の教育研究機関等において自己研鑽活動を行う機会を与えることにより、業務遂行能力の向上を図り、もって本法人の事業の発展に寄与することを目的とする。

(適用資格)

第 2 条 本法人の専任の大学教育職員として 7 年以上勤務し、申出時に講師(大学教育職 2 級)以上の職位にある者で、過去 7 年間に優れた教育・研究業績を挙げた者が、適用を受けることができる。

2 本制度の適用を受けた者が、再度適用を受けるには、前回の適用期間終了から、さらに 7 年以上勤務することを要件とする。

3 前各項の勤務年数は、学校法人北里研究所専任職員退職金規程第 4 条に定める勤続年数とする。

(期間)

第 3 条 本制度の適用期間は、6 ヶ月以内とする。

2 前項の適用期間を超えて本制度を適用することはできない。

3 本制度適用者が疾病・負傷、その他の事由によりサバティカルを続けることができなくなった場合、本制度適用者は事業部門長に速やかに申し出なければならない。

(選考)

第 4 条 本制度の適用を申出の場合は、「サバティカル制度適用申出書」(様式 1)を所属研究室(講座・単位)の責任者の了承を得たうえで、所属事業部門長に提出する。

2 本制度適用者は、事業部門の会議体で候補者を選考し、学長及び理事長の承認を得る。

(実施経費)

第 5 条 本制度を実施するために必要な経費(学費、研修費、研究費、旅費等)は支給しない。

(人事処遇)

第 6 条 本制度適用者は適用期間を就労扱いとして勤続年数に算入する。

(給与処遇)

第 7 条 本制度適用者の給与及び賞与は、次のとおりとする。

(1) 給与

算定基礎額	支給率
基本給(調整含む)+扶養手当+地域手当+一般住宅手当	100%

(2) 昇給

取得期間の始期に関わらず昇給の権利を有している者は、その年度の昇給日（4月1日）に昇給する。

(3) 賞与

本制度適用者は適用期間を就労扱いとし、賞与支給基準に定める賞与を支給する。

(報告)

第8条 本制度適用者は、本制度適用終了後1ヶ月以内にサバティカル成果報告書を纏め、事業部門長に提出する。事業部門長はこれを学長及び理事長に報告する。

(内規の制定)

第9条 事業部門長は本規程の各条項を逸脱しない範囲において、当該事業部門に関するサバティカル制度実施に関する内規（以下、「内規」という）を定めることとする。

2 内規には、当該事業部門における年間の本制度適用件数（上限値）、及び不在時の学内職務の取扱い、国内外留学、就学、国外出張との関連（併用）等を含めた運用について定めることとする。

3 内規を制定・改廃するときは、その都度、学長及び理事長の承認を得なければならない。

(その他)

第10条 本制度の適用者は、本制度の目的に専念することとし、他の機関等からの報酬等を伴う業務等に就いてはならない。ただし、受入研究機関等による本旨に沿う研究費、移動費、宿泊費等は、成果報告書への記載を条件として受給を妨げない。

2 本制度適用者の代替要員の雇用等の措置は行わない。

(主管部署)

第11条 この規程の主管部署は、法人本部人事部とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学部長会、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（北学総第2018-04725号）

この規程は、2018年10月1日から施行する。

【資料18】学校法人北里研究所クロスアポイントメント制度に関する規程

学校法人北里研究所クロスアポイントメント制度に関する規程

2021年9月17日制定

2022年7月15日改正

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北里研究所（以下「本法人」という。）のクロスアポイントメント制度について必要な事項を定め、本法人が他機関との取決めの下、本法人研究者及び他機関研究者が両機関と労働契約を結び、両機関の業務に従事することを通じて産学連携の教育研究等を深化する関係の構築に資するものとする。

(定義)

第2条 この規程において「クロスアポイントメント制度」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本法人専任職員就業規則又は嘱託職員就業規則の適用を受ける教授、准教授、講師、助教（以下「大学教員」という。）が、本法人の職員の身分を有したまま本法人以外の機関（以下「他機関」という。）の職員として雇用され、本法人及び当該他機関の業務を行うこと。ただし、学外出向等によるものを除く。
- (2) 他機関の職員の身分を有する者が、当該他機関の身分を保持したまま本法人の大学教育職員（特任教員）として雇用され、当該他機関及び本法人の業務を行うこと。

(制度の適用)

第3条 本法人は、他機関との間でクロスアポイントメント制度に関する協定を締結した場合に、当該協定で指定する専任又は嘱託の大学教員（以下「クロスアポイントメント教員」という。）に対し、クロスアポイントメント制度を適用するものとする。

2 本法人とクロスアポイントメント制度に関する協定を締結できる他機関は、本法人における教育、研究及び産学連携活動を推進する目的に合致する次の各号のいずれかに該当するものに限るものとする。

- (1) 本法人以外の国公立大学又は大学共同利用機関法人
- (2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項の規定に基づき、同法及び個別法により設立された法人(同条第4項に規定する行政執行法人を除く。)
- (3) 海外の教育研究機関
- (4) その他理事長が認める法人

3 クロスアポイントメント制度を適用する場合は、次の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 本法人の教育、研究及び産学連携の活性化に資するものであると認められること。
- (2) 本法人の利益に相反しないものであること。
- (3) 本法人の職員としての倫理が保持されること。

(4) 本法人の職員としての職務遂行に著しい支障がないこと。

(5) その他本法人の職務の公正性、中立性及び信用性の確保に支障が生じないこと。

4 クロスアポイントメント制度の適用期間は、1か月以上3年以内とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りではない。なお、任期制教員に係る1回のクロスアポイントメント制度の実施期間は、当該任期を超えることができない。

(労働条件及び給与処遇)

第4条 本法人勤務時間管理規程にかかわらず、クロスアポイントメント教員の所定労働時間は、第6条に基づき協議により決定する。

2 前項に基づく所定労働時間と本法人勤務時間管理規程に定める所定労働時間との差が生じた場合でも、当該時間差に対する給与は支給しない。

3 クロスアポイントメント教員に対する給与(賞与含む。)は、本法人専任職員給与規程及び嘱託職員給与規程の規定にかかわらず、本法人又は他機関のいずれか(以下「支払機関」という。)を通じて一括支給することを原則とする。この場合において、一方の機関は支払機関に対して給与・賞与負担金(当該機関が支給すべき給与相当額(雇用に関して付随するもの及び法定福利費等))を支払うこととする。

4 本法人の職員が本制度を適用する期間は、退職金算定上の勤続年数に算入するものとする。

(クロスアポイントメント教員任用の申請)

第5条 本制度の適用を受けようとする者は、適用日の3か月前には、「クロスアポイントメント制度申請書」(様式1)を所属事業部門における研究室(講座・単位)の責任者の承認を得たうえで、事業部門長に提出する。

2 前項の規定による申請は、教授会等にて協議し、理事長の承認を得るものとする。

3 教授の職位にある者の申請については、教授会等にて協議し、北里大学学部長会(以下「学部長会」という。)等の議を経て北里研究所理事会(以下「理事会」という。)の承認を得るものとする。

(本制度を利用した特任教員の任用)

第6条 本制度を利用して他機関の職員の身分を有する者を本学の特任教員として雇用するときは、本規程、北里大学特任教員の任用及び処遇に関する規程、その他関係規程及び当該他機関との協定の定めるところによる。

2 前項の場合、前条第2項及び第3項と同様の手続を行うものとする。

(協議)

第7条 クロスアポイントメント教員に係る労働時間その他必要な事項については、第3条第2項に定める他機関と本法人との間の協議の上、決定するものとする。

2 前項の協議に基づく決定事項のうち、クロスアポイントメント教員の労働条件等に関する事項については、本法人が当該教員に通知するものとする。

(協定の締結等)

第8条 事業部門長等は次の各号の項目について、クロスアポイントメント協定書を締結

する。

- (1) 目的
- (2) 身分
- (3) 協定の期間
- (4) クロスアポイントメント教員の業務及び従事割合
- (5) 1勤務日における業務
- (6) 労働条件等
- (7) 給与の支給等
- (8) 実労働時間の開示
- (9) 年次有給休暇
- (10) 社会保険等
- (11) 労働者災害補償保険
- (12) 退職
- (13) 懲戒
- (14) 守秘義務
- (15) 知的財産権
- (16) 関連法規制遵守
- (17) 安全保障輸出管理
- (18) 反社会的勢力の排除
- (19) 個人情報取り扱い
- (20) 協定の解除
- (21) 損害賠償
- (22) 合意管轄
- (23) 協議解決
- (24) 協定書の保管

2 協定の締結者は、理事長とする。

(業務と権限)

第9条 クロスアポイントメント教員は、原則として本法人の所属事業部門における教育研究、管理運営等に関し、他の大学教員と同様の権限を有するとともに、同様の業務が課されるものとする。ただし、事業部門長との合意に基づき、権限の一部を制限し、又は業務内容を軽減することができるものとする。

(内規の制定)

第10条 事業部門長は、本規程の各条項を逸脱しない範囲において、当該部門に関するクロスアポイントメント制度実施に関する内規（以下「内規」という。）を定めることができるものとする。

2 内規を制定・改廃するときは、その都度、学長及び理事長の承認を得なければならない。

(運用細則の制定)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、運用に際し必要な事項は運用細則を定める。

(主管部署)

第 12 条 本規程の主管部署は、研究支援センター事務室、知財・研究推進部及び人事部とする。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て理事会において決定する。

附 則 (北学総第 2021-06910 号)

この規程は、2021 年 9 月 17 日から施行する。

附 則 (北学総第 2022-05287 号)

(施行期日)

1 この規程は、2022 年 7 月 15 日から施行する。

(適用)

2 前項にかかわらず、第 12 条の規定は、2022 年 7 月 1 日から適用する。

2023年2月2日

北里大学女性研究者育成助成制度

2023年度「女性研究者のための研究・育児両立支援助成金」募集要項

このたび、本学では、我が国における潜在的な知の担い手を増やす必要があることを鑑み、研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成・支援と、女子学生の大学院進学を促進することを目的に、学長助成金を原資とした「北里大学女性研究者育成助成制度」を制定しました。本制度では、制度の趣旨を踏まえて様々な方法で女子学生と女性研究者の研究活動を支援していきます。

本制度の取組みの一つとして、2023年度は「女性研究者のための研究・育児両立支援助成金」を創設いたします。つきましては、本制度による助成対象研究を募集しますので、ご希望の方は下記により応募してください。

記

(1) 応募資格

以下の①～④を全て満たし、かつ教職員にあつては⑤、学生にあつては⑥を満たす者

- ①専任の女性研究者（教職員）または博士後期課程・博士課程の女子学生
- ②2023年4月1日現在、本学に在籍している者
- ③研究課題が明らかな者
- ④原則として、2023年4月1日時点で、小学校6年生以下の子を1人以上養育している者
- ⑤教職員：職位が准教授以下である者
修士または博士の学位を有する者
- ⑥学生：博士後期課程・博士課程学生である者
本法人以外に本務がない者
日本学術振興会特別研究員ではない者

※応募資格について、ご不明な点がある場合は事務局にお問い合わせください。

(2) 助成金額・期間

- ①1件あたりの助成金額：80万円以内（研究費＋子育て関係費）とし、採用人数により調整する。
- ②採用者数：総額500万円の範囲内で決定する。
- ③助成期間：2023年4月1日～2024年3月31日

(3) 助成内容（詳細は別紙参照）

①研究費

目的：研究課題に直接に要する機器備品費、消耗品費、旅費交通費、人件費（研究補助者・事務補佐）・謝金等

②子育て関係費

目的：研究活動と育児を両立するために必要な、子の保育（延長保育や学童保育等を含む）・ベビーシッター雇用等費用、交通費（子の送迎等）、家事・育児負担の軽減を目的とした費用（消耗品費・食費・家電購入費等）等

【留意事項】

※子育て関係費は、助成額総額の20～50%の範囲内としてください。

※子育て関係費は、「給与所得」として課税対象となります（給与口座に振込み）。

※本学と雇用契約がない方（TA・RAとして雇用されていない学生）は「一時所得」となり、確定申告が必要となる場合があります。

※被扶養者となっている方は、年間収入の上限額にご留意ください。

(4) 応募方法

提出期限までに、研究指導者（所属上長）の了承（押印）を得て、応募書類を所属学部等事務室（相模原キャンパスに所在する学部・研究科所属の学生・教職員は研究支援センター事務室）に提出してください。事務室において、所属学部等の部門長（学部長等）の決裁を得たのちに、助成金事務局に提出します。

○募集期間：2023年2月2日（木）～2月24日（金）

○応募書類：

①「女性研究者のための研究・育児両立支援助成金 助成対象研究申請書」（様式1）

②研究業績書（様式任意）

下記について該当するものを記載すること。

1) 著書

2) 学術論文 *論文はすでに掲載されているもの又は掲載が確定しているものに限り、「査読あり」・「査読なし」を明示して記載すること。

3) 学会発表

4) 研究助成の取得状況、受賞歴

(5) 選考方法

審査委員会委員により、応募書類の書面審査を実施します。

〔評価項目〕 *研究業績書及び経費の利用目的も審査の対象となります。

1. 研究内容について

2. 研究者としての将来のビジョンについて

3. 研究活動と子育ての両立について

(6) 採用候補者オリエンテーション

書面審査の結果は、3月24日(金)までに通知します。

採用候補者となった方を対象に、オリエンテーションを実施します。

日時：3月28日(火) 14時～16時(予定)

※採用候補者となった方は参加必須となりますので、あらかじめご承知おきください。

※やむを得ず参加できない場合はご相談ください。

実施方法：オンラインまたは対面とオンラインの併用(詳細は追ってご連絡します)

内容：審査委員及び他の候補者との情報交換

助成金の使用にあたっての説明(子育て関係費の使用方法等)

(7) 採用決定、執行(詳細は別紙参照)

- ・採用者には、4月14日(金)(予定)までに採用決定通知を送付します。
- ・採用者及び研究課題はホームページで公表します。
- ・研究費の使用方法は、別途所属学部事務室に通知します。
- ・子育て関係費は、4月25日(火)(予定)に採用者の給与口座に振り込みます。
- ・子育て関係費は、本助成金の目的である「研究活動と育児の両立に必要な経費」に使用することができます。使用目的に十分留意してください。
- ・子育て関係費を使用したときは、領収書(またはレシート)の原本を保存してください。(インターネットで取得した領収書も可)。実績報告書とともに提出していただきます。

(8) 実績報告

- ・助成期間終了後、翌年度の4月30日までに、実績報告書を提出していただきます。
- ・アンケート調査にご回答いただきます(回答は個人を特定できない形で公表します)。
- ・本助成金採用者による報告会(2024年度に開催予定)での報告を依頼します。
- ・研究成果(学術論文等)は、本助成金の援助による旨を明記してください。また、出版決定後にその写しを事務局宛にご提出ください。

名称：北里大学女性研究者育成助成制度

Kitasato University Research Grant for Women Researchers

大学ホームページに、本助成金の情報とQ&Aを掲載しています。

教育・研究>研究支援・産学連携・知的資産>学内助成制度



〔お問合せ先〕

助成金事務局：学事企画部

担当：花田 042-778-9220

本間 042-778-7945

Mail：gakuji@kitasato-u.ac.jp

助成金の管理について

研究費

1. 支出項目等

- ①研究課題に直接に要する機器備品費、消耗品費、旅費交通費、人件費（研究補助者・事務補佐）・謝金等に使用することができる。
- ②学生は、人件費を支出することはできない。
- ③旅費交通費は、本法人の定める規程に準じて支出する。
- ④機器備品費については、原則として机、椅子、複写機等本学が常備しているものの購入に充てることはできない。
- ⑤その他、支出にあたっては本法人の諸規程及び「公的研究費ハンドブック」に準ずる。

2. 給付方法

採用者の研究費として所属部門に配付する。

3. 研究費は、採用者が所属する経理担当部署が管理する。
4. 当該年度終了後、未使用額は本法人に帰属する。
5. 機器備品等の資産は、原則として研究終了後本法人に帰属する
6. 翌年度の4月30日までに、実績報告書に補助簿（収支簿）を添付して提出する。

子育て関係費

1. 支出項目

研究活動と育児を両立するために必要な、子の保育（延長保育や学童保育等を含む）・ベビーシッター雇用等費用、交通費（子の送迎等）、家事・育児負担の軽減を目的とした費用（消耗品費・食費・家電購入費等）等に使用することができる。

2. 給付方法

本人の給与口座に振り込む。

3. 子育て関係費は、採用者本人が管理する。
4. 子育て関係費の購入物品は、採用者本人に帰属する。
5. 翌年度の4月30日までに、実績報告書に領収書（またはレシート）の原本を添付して提出する（インターネットで取得した領収書も可）。

共通

- ・研究費、子育て関係費ともに、助成期間内に執行すること（翌年度への繰り越しは認めない）。

【資料20】北里大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規則

北里大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規則

平成27年5月22日制定

2018年6月15日改正

2018年7月20日改正

2020年7月 1日改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、北里大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。ただし、公的研究費の取扱及び不正使用の防止並びに対応についての必要な事項は別に定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

- ア 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用
- イ ア以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(2) 研究者等

本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者

(3) 学部等

- ア 本学学則に定める学部、一般教育部、附属施設
- イ 本学大学院学則に定める研究科及び学府
- ウ 北里大学感染制御研究機構、北里大学保健衛生専門学院、北里大学看護専門学校
- エ その他、研究活動を行う部門

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を5年に1回以上受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等について、保存が不可能ないしは著しく困難で

あるなど社会通念上、やむを得ない理由がある場合又は医療分野や社会調査など、データ等の扱いに特段の規程がある場合を除き、原則として当該論文等の発表から10年間、試料や標本などの有体物については5年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(理事長の責務)

第4条 理事長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(学長の責務)

第5条 学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する組織横断的な責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 部門における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、当該部門長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、当該学部等に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(研究活動不正防止倫理委員会の設置)

第7条 本学に、研究者等による不正行為を防止するため、以下の組織体制による研究活動不正防止倫理委員会（以下「不正防止倫理委員会」という。）を置く。

2 不正防止倫理委員会は、委員長、副委員長及び委員によって組織する。

3 不正防止倫理委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長が指名する者
- (2) 理事長が指名する常任理事若干人
- (3) 学長が指名する教職員若干人
- (4) 事務本部長
- (5) 理事長が指名する法人本部及び教学本部の部署長若干人
- (6) 本学に所属しない者

ア 科学研究について専門知識を有する者1人以上

イ 科学研究における行動規範について専門知識を有する者1人以上

ウ 法律の知識を有する外部有識者1人以上

4 委員長は、前項第1号の委員とする。

5 委員長は、不正防止倫理委員会の業務を統括する。

6 副委員長は、委員長の指名によって委員のうちから任命する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を行う。

8 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に事故のあるとき、又は欠

員となったときの後任者の任期は、前任委員の残任期間とする。

(不正防止倫理委員会の職務)

第8条 不正防止倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
- (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
- (3) 研究者等の不正行為の調査に関する事項
- (4) その他研究倫理に関する事項

第3章 通報の受付

(通報の受付窓口)

第9条 通報又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、本学に次の各号に掲げる通報窓口を置く。

- (1) 研究支援センター
- (2) 公益通報窓口（北里ホットライン）

2 前項の通報窓口に、研究不正行為に関する通報の適切な管理のため、次の各号に掲げる通報受付担当者を置く。

- (1) 研究支援センター（研究支援センター事務室事務長）
- (2) 公益通報窓口（北里ホットライン）（外部委託）

(通報の受付体制)

第10条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、通報窓口に対して通報を行うことができる。

2 通報は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

3 通報窓口受付担当者は、匿名による通報について、必要と認める場合には、不正防止倫理委員会委員長と協議の上、これを受け付けることができる。

4 通報窓口受付担当者は、通報を受け付けたときは、速やかに、学長及び不正防止倫理委員会委員長に報告するものとする。学長は、当該通報に係る部門長等に、その内容を通知するものとする。

5 通報窓口受付担当者は、通報が郵便による場合など、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。

6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、不正防止倫理委員会委員長は、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。

(通報の相談)

第11条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

2 通報の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口受付担当者は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、通報窓口受付担当者は、学長及び不正防止倫理委員会委員長に報告するものとする。

4 第3項の報告があったときは、部門長又は不正防止倫理委員会委員長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うことができる。

(通報窓口の職員の義務)

第12条 通報の受付に当たっては、通報窓口の職員は、通報者の秘密の遵守その他通報者の保護を徹底しなければならない。

2 通報窓口の職員は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、通報の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第13条 この規則に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

2 学長及び不正防止倫理委員会委員長は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 学長は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 学長、不正防止倫理委員会委員長又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(通報者の保護)

第14条 部門長等は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利

益な取扱いをしてはならない。

- 3 理事長は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 理事長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被通報者の保護)

第15条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 理事長は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 理事長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく通報)

第16条 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。本規則において、悪意に基づく通報とは、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。

- 2 理事長は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 理事長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第17条 第10条に基づく通報があった場合又は不正防止倫理委員会委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、不正防止倫理委員会委員長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3人の委員によって構成するものとし、不正防止倫理委員会委員長が不正防止倫理委員会の議を経て指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第18条 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学

的理由は論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第19条 予備調査委員会は、通報を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を不正防止倫理委員会に報告する。

- 2 不正防止倫理委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 不正防止倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、直ちに、理事長及び学長に報告する。
- 4 不正防止倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 5 不正防止倫理委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、資金配分機関や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 6 不正防止倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとするとともに、調査方針、調査対象及び方法等について報告、協議しなければならない。

(調査委員会の設置)

第20条 不正防止倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の過半数は、本学に属さない外部有識者（本学及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者）でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 不正防止倫理委員会委員長が指名する者
 - (2) 不正防止倫理委員会委員長が指名する不正防止倫理委員会の委員1人以上
 - (3) 不正防止倫理委員会委員長が不正防止倫理委員会の議を経て指名した有識者1人以上
 - (4) 法律の知識を有する外部有識者1人以上
- 4 委員長は、前項第1号の委員とする。

(本調査の通知)

第21条 不正防止倫理委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた通報者又は被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、不正防止倫理委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立て

ることができる。

- 3 不正防止倫理委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

第22条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

- 3 調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

- 4 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。

- 5 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

- 6 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第23条 本調査の対象は、通報された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第24条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、学長を通じて当該研究機関に依頼するものとする。

- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第25条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、通報された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を学長を通じて、当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第26条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのな

いよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第27条 調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適切な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第22条第5項の定める保障を与えなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第28条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、本条1項及び3項に定める認定が終了したときは、直ちに、理事長及び学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第29条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第30条 理事長及び学長は、速やかに、調査結果（認定を含む。）を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。

る。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 理事長及び学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 理事長及び学長は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第31条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。不正防止倫理委員会は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項に定める新たな調査委員は、第20条第2項及び第3項に準じて指名する。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、不正防止倫理委員会委員長及び学長に報告する。報告を受けた不正防止倫理委員会委員長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

7 不正防止倫理委員会委員長は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。また、理事長及び学長は、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第32条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 理事長及び学長は、本条2項又は3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第33条 理事長は、調査の結果、不正を認定した場合は、学部長会及び理事会の議を経て、次の各号について公表するものとする。

- (1) 不正に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 不正の内容
 - (3) 公表時までに行った措置の内容
 - (4) 委員会委員の氏名及び所属
 - (5) 調査の方法及び手順等
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名及び所属などを非公表とすることができる。
 - 3 研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
 - 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 6 理事長は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を理事会の議を経て、公表することができる。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第34条 理事長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 理事長は、資金配分機関から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、理事長と協議の上、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第35条 理事長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第36条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第37条 理事長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第38条 理事長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、職員就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 理事長及び学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第39条 不正防止倫理委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとることを勧告するものとする。

2 学長は、前項の勧告に基づき、関係する学部等の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。

3 学長は、第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

(利益相反関係の排除)

第40条 理事長、学長、研究倫理教育責任者、不正防止倫理委員会及び調査委員会の委員並びに通報受付担当者等は、自らが関係する第10条による通報の処理に関与してはならない。

第8章 雑則

(補則)

第41条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(規則の改廃)

第42条 この規則の改廃は、学部長会の議を経て、理事会において決定する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年5月22日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、北里大学における研究活動の不正行為に関する規則（平成19年7月20日制定）は、廃止する。
- 3 この規則の施行に伴い、北里大学における研究活動の不正行為の申立てに関する細則（平成19年7月20日制定）は、廃止する。

附 則（北学総第2018-03570号）

(施行規則)

この規程は、2018年7月1日から施行する。

附 則（北学総第2018-04788号）

(施行規則)

この規程は、2018年7月20日から施行する。

附 則（北学総第2020-03642号）

(施行規則)

この規則は、2020年7月1日から施行する。

【資料21】学生への研究倫理教育の実施状況

学生への研究倫理教育の実施状況【2021年度】

1. 学部

学部	学科	科目名	コマ数	開講学年	受講対象	修了者	受講率 (%)
薬学部	薬学科	薬学概論 薬と仕事Ⅱ 医療倫理学	1 1 3	1 2 4	801	798	100%
	生命創薬科学科	薬学概論	1	1	36	36	100%
獣医学部	獣医学科	獣医倫理・動物福祉学	1	4	130	126	97%
	動物資源科学科	生物統計学	1	3	125	125	100%
	生物環境科学科	ビオトープ論	1	3	84	82	98%
医学部	医学科	医学研究入門Ⅰ	2	2	128	117	91%
海洋生命科学部	海洋生命科学科	技術者倫理	8	3	191	189	99%
看護学部	看護学科	看護研究論 看護倫理	1 8	2 3	268	268	100%
理学部	物理学科	物理実験学	1	2	57	57	100%
	化学科	機器分析実践演習	1	3	77	77	100%
	生物科学科	分子発生学実験Ⅱ	1	3	79	78	99%
医療衛生学部	保健衛生学科	公衆衛生学特論 衛生管理学特論 精神保健学特論（心理学的研究法） 環境衛生学特論	1	4	34	34	100%
	医療検査学科	卒業研究	1	4	100	100	100%
	医療工学科	卒業研究	1	4	122	122	100%
	リハビリテーション学科	卒業研究	1	4	145	144	99%

※未修了者には、休学者、当該コマ欠席者、当該コマを含む科目の単位未修得者を含む。
未修了者は研究倫理教育を卒業までに必ず受講する。

2. 大学院

研究科	修士課程		受講率 (%)	博士課程		受講率 (%)
	受講対象	修了者		受講対象	修了者	
薬学研究科	33	33	100%	15	15	100%
獣医学系研究科	3	3	100%	4	4	100%
海洋生命科学系研究科	18	18	100%	0	0	-
看護学研究科	7	7	100%	3	3	100%
理学研究科	35	35	100%	1	1	100%
医療系研究科	49	49	100%	34	34	100%
感染制御科学府	15	15	100%	5	5	100%

【資料22】大学におけるコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画

○大学におけるコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画

○実施済部門
 赤字：研究支援センター
 青字：監査室（監事）
 緑字：部門

対象者	内容	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
全構成員共通	研究倫理教育 (コンプライアンス教育)	・学生対象：研究倫理教育(コンプライアンス教育)				
	啓発活動	・学生向け・教職員向けの相談窓口・告発制度ポスターのHPへの掲載、掲示		・学生向け・教職員向けの不正防止ポスターのHPへの掲載、掲示		
法人役員等	研究倫理教育 (コンプライアンス教育)			〔役員任期中に1回実施〕 ・APRIN e ラーニングプログラム)	〔毎年開催〕 ・公的研究費の運営・管理に係るルール等研修会	
	啓発活動	○常任理事会 ・今年度の監事監査計画、内部監査計画 ・前年度の監事監査・内部監査結果 ・当該年度の競争的研究費等の採択状況	○常任理事会 ・コンプライアンス教育・啓発活動実施状況	○常任理事会 ・監事監査・内部監査中間報告	○常任理事会 ・コンプライアンス教育・啓発活動実施状況 ・競争的研究費等の執行状況	
研究者等	各組織の管理者	研究倫理教育 (コンプライアンス教育)			〔毎年開催〕 ・公的研究費の運営・管理に係るルール等研修会	
		啓発活動	○定例理事会、学部長会 ・今年度の監事監査計画、内部監査計画 ・前年度の監事監査・内部監査結果 ・当該年度の競争的研究費等の採択状況	○定例理事会、学部長会 ・コンプライアンス教育・啓発活動実施状況	○定例理事会、学部長会 ・監事監査・内部監査中間報告	○定例理事会、学部長会 ・コンプライアンス教育・啓発活動実施状況 ・競争的研究費等の執行状況
	研究者・研究補助者 (研究費の管理・運営に関わる学生アルバイト等を含む)	研究倫理教育 (コンプライアンス教育)	〔毎年実施(5年更新)〕 ・APRIN e ラーニングプログラム			〔毎年開催〕 ・公的研究費の運営・管理に係るルール等研修会
		啓発活動	○教授会等 ・今年度の監事監査計画、内部監査計画 ・前年度の監事監査・内部監査結果 ・当該年度の競争的研究費等の採択状況	○教授会等 ・コンプライアンス教育・啓発活動実施状況	○教授会等 ・監事監査・内部監査中間報告	○教授会等 ・コンプライアンス教育・啓発活動実施状況 ・競争的研究費等の執行状況
事務職員	各事務職の管理者 (事務長・部課長等)	研究倫理教育 (コンプライアンス教育)	〔毎年実施(5年更新)〕 ・APRIN e ラーニングプログラム 〔毎年開催〕 ・不正防止計画等説明会、監査報告会		〔毎年開催〕 ・公的研究費の運営・管理に係るルール等研修会	
		啓発活動	○事務部長・事務長会 ・今年度の監事監査計画、内部監査計画 ・前年度の監事監査・内部監査結果 ・当該年度の競争的研究費等の採択状況	○事務部長・事務長会 ・コンプライアンス教育・啓発活動実施状況	○事務部長・事務長会 ・監事監査・内部監査中間報告	○事務部長・事務長会 ・コンプライアンス教育・啓発活動実施状況 ・競争的研究費等の執行状況
	事務職員・事務補助者 (研究費の管理・運営に関わる学生アルバイト等を含む)	研究倫理教育 (コンプライアンス教育)	〔毎年実施(5年更新)〕 ・APRIN e ラーニングプログラム 〔毎年開催〕 ・不正防止計画等説明会、監査報告会			〔毎年開催〕 ・公的研究費の運営・管理に係るルール等研修会
		啓発活動	○部内連絡会等 ・今年度の監事監査計画、内部監査計画 ・前年度の監事監査・内部監査結果 ・当該年度の競争的研究費等の採択状況	○部内連絡会等 ・コンプライアンス教育・啓発活動実施状況	○部内連絡会等 ・監事監査・内部監査中間報告	○部内連絡会等 ・コンプライアンス教育・啓発活動実施状況 ・競争的研究費等の執行状況

【資料23】北里大学における公的研究費の運営・管理等に関する取組指針

北里大学における公的研究費の運営・管理等に関する取組指針

平成19年10月19日制定

平成25年9月20日改正

平成26年11月21日改正

平成27年5月22日改正

2021年6月18日改正

2022年1月21日改正

研究機関における競争的研究費等（以下「公的研究費」という。）の管理等については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定）」が令和3年2月1日に改正され、各研究機関において、組織の長の責任とリーダーシップの下、研究者と事務職員が自立的に関与して、それぞれの研究機関の組織風土にあった、創意工夫ある主体的な不正防止策を組織全体で構築することが求められています。

北里大学（以下「本学」という。）では、上記のガイドラインの趣旨等を踏まえ、公的研究費の適正かつ効率的な運営・管理等を行うための取組指針を以下に示します。

1. 責任体系の明確化

1) 公的研究費の運営・管理に関わる責任体制の明確化

(1) 本学の公的研究費を適正に運営及び管理するために、「最高管理責任者」「統括管理責任者」「コンプライアンス推進責任者」「コンプライアンス推進副責任者」を置く。

① 「最高管理責任者」は、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、理事長が担う。

② 「統括管理責任者」は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、学長を充てる。

③ 「コンプライアンス推進責任者」は、各学部等における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つものとし、各学部等の学部長等を充てる。

④ 「コンプライアンス推進副責任者」は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について日常的に実効的な管理監督を行い、コンプライアンス推進責任者へ管理及び執行の状況を報告するものとし、各学部等の事務長等（相模原キャンパス大学共通事務室事務長を含む。）をもって充てる。

2) 監事に求められる役割の明確化

(1) 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。

(2) 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されて

いるか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) 教職員等の意識の向上と浸透を目的にコンプライアンス教育・啓発活動を実施し、公的研究費の取扱いルールについて、教職員等への説明会を実施するとともに、学内刊行物やホームページ等により周知・徹底を図っていく。
- (2) 公的研究費の取扱いについては、「北里大学における公的研究費の取扱い及び不正使用の防止並びに対応に関する規則」（以下「公的研究費の取扱い及び不正使用の防止並びに対応に関する規則」という。）を定めて適正に行う。また、研究費の使用ルール等を具体的に示す「公的研究費ハンドブック」を作成し、さらに厳正な執行・管理を行う。
- (3) 本学の研究者としての基本姿勢を表明した「北里大学研究倫理規準」により、研究活動における倫理の徹底を図る。
- (4) 研究上の不正使用が行われた際の調査方法等については、「公的研究費の取扱い及び不正使用の防止並びに対応に関する規則」に則り、不正使用には厳正に対処し、研究の公正性を確保する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

1) 不正防止計画の推進を担当する部署の設置

- (1) 全学的な視点から公的研究費の不正使用防止計画を策定し推進する機構として「北里大学公的研究費適正使用推進室」（以下「推進室」という。）を設置し、室長には研究担当副学長を充てる。
- (2) 推進室の事務は、総務部、人事部、経理部、管財部の協力を得て研究支援センター事務室が行う。
- (3) 推進室では、公的研究費の不正発生要因を把握するため、公的研究費の取扱いルールと運用実態が乖離していないかの検証を定期的実施する。また、研究者及び事務担当者における公的研究費の取扱いルールの理解度調査を実施し、必要に応じて改善措置を講ずる。

2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

- (1) 推進室は、監査室と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

- (1) 研究者とそれを支援する事務部門は、相互に協力して、公的研究費を適正に運営・管理する。また、事務部門は、各部署独自のチェック機能を発揮し、相互に連携して公的研究費を適正に運営・管理する。
- (2) 各学部等に「研究費適正使用委員会」を設置して、研究事業の進捗状況、資金の執

行状況等の調査を行う。

- (3) 各学部等における発注及び検収業務に関するシステムを構築する。具体的には、学部等には事務長のもとに発注担当及び検収担当の事務職員を配置して、業者との発注・検収に関するルールを定める。
- (4) 研究者及び事務担当者は、研究が円滑に進められるよう、公的研究費の予算執行状況を常に把握し、公正かつ効率的に経費を支出する。
- (5) 物品費（設備備品費、消耗品費）、旅費、謝金等の使用については、資金配分機関の定めるもののほか、本法人諸規程及び公的研究費ハンドブック等に則り適正に執行する。
- (6) 間接経費については、「北里大学における国の競争的資金による間接経費の取り扱い方針（平成13年12月21日制定、令和元年7月18日一部改正）」に基づき取り扱い、研究環境の改善や事務的支援など当該研究の実施に伴い必要となる管理等に係る経費として使用する。

5. 情報発信・共有化の推進

- (1) 学内外からの相談を受け付ける窓口を研究支援センターと各学部等に設置する。全学的な相談窓口は研究支援センターとし、学部等との連携を図っていく。
- (2) 公的研究費の不正使用等に関する通報・相談を受け付ける窓口を北里大学公的研究費適正使用推進室、各学部等の研究費適正使用委員会及び公益通報窓口（北里ホットライン）に設置する。なお、通報者については、「公的研究費の取扱及び不正使用の防止並びに対応に関する規則」に基づき、その保護を徹底する。
- (3) 公的研究費の運営・管理等に関する取扱方針及び実施方法等については、本学のホームページで開示する。

6. モニタリングの在り方

- (1) 公的研究費の適正な運営・管理等を徹底するため、各部門の研究費適正使用委員会、各部門のコンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者及び監査室並びに外部監査機関などが連携して全学的な視点から実効性のある確認・検証を行う。
- (2) 各部門の研究費適正使用委員会は、各部門で行われている公的研究費による事業の進捗状況、資金の執行状況等を毎年度10月及び1月に調査し、その調査結果はコンプライアンス推進責任者（学部長等）を経て、統括管理責任者（学長）及び最高管理責任者（理事長）に報告する。
- (3) 監査室は、監事及び会計監査人と定期的に情報交換等を行い、監査項目・内容を常に検証し、実効性のあるモニタリング（監視）を実施する。
- (4) 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

この取組指針の改廃は、学部長会の議を経て、理事会において決定する。

【資料24】北里大学における公的研究費の運営・管理に関する行動規範

北里大学における公的研究費の運営・管理に関する行動規範

平成27年5月22日制定

北里大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を担保し、本学の学術研究に対する社会からの信頼の確保及び公的研究費の適正な運営・管理を推進するため、次のとおり行動規範を定める。

本学の研究者、事務職員等の公的研究費の運営・管理に関わる全ての者（以下「構成員」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 構成員は、公的研究費の原資が国民の税金で賄われていることを認識し、効率的・効果的な使用を行うとともに、実態のない経費の使用、目的外使用、期間外使用等の不正な使用は行わない。
2. 構成員は、公的研究費の使用に当たり、資金配分機関が定める規則及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係法令・通知等を遵守するとともに、説明責任を果たすものとして行動しなければならない。
3. 研究者は、個人の発意で提案し採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、大学による管理が必要であることを認識して行動しなければならない。
4. 事務職員は、専門的知識をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動しなければならない。
5. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
6. 構成員は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
7. 構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

この行動規範の改廃は、学部長会の議を経て、理事会において決定する。

【資料25】北里大学における公的研究費の取扱及び不正使用の防止並びに対応に関する規則

北里大学における公的研究費の取扱及び不正使用の防止並びに対応に関する規則

平成27年5月22日制定

2018年6月15日改正

2018年7月20日改正

2019年3月15日改正

2022年1月21日改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、北里大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱及び不正使用の防止並びに不正使用が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。ただし、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応についての必要な事項は別に定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公的研究費

ア 文部科学省及び他府省（これらが所管する独立行政法人等を含む。）から配分される競争的研究費を中心とした公募型の研究資金

イ ア以外の研究費配分機関から、当該研究費の使用及び管理について本規則を準用すべき旨の申し出があった研究資金

(2) 研究代表者等

ア 公的研究費の配分を受け研究を行う研究代表者、同研究分担者

イ 公的研究費の配分を受け研究を行う研究組織又は研究拠点の代表者、同研究プロジェクトに参画する研究者

(3) 学部等

ア 本学学則に定める学部、一般教育部、附属施設

イ 本学大学院学則に定める研究科及び学府

ウ 北里大学感染制御研究機構、北里大学保健衛生専門学院、北里大学看護専門学校

エ その他、公的研究費の運営・管理を行う部門

(4) 部門長等

前号に定める学部等の学部長等

(5) 事務長等

第3号に定める学部等の事務長及び事務部長

(6) 監事

学校法人北里研究所寄附行為第3条に定める監事

(7) 構成員

本学に雇用されて公的研究費の運営・管理に従事している者及び本学の施設や設備を利用して公的研究費に携わる者

(8) 公的研究費の不正使用

故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用

ア 架空請求による取引業者への預け金

イ 公的研究費では認められていない物件の購入等を行うなどの目的で、実態と異なる品名で取引し支払い手続を行う、いわゆる品名替え

ウ 納品日を故意に偽った納品書を取引業者に作成させて支払い手続を行う、いわゆる期ずれ

エ カラ出張や水増し請求による不当な旅費の請求

オ 実態とは異なる謝金や給与の請求

カ この他、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用、公的研究費の交付要綱や交付決定通知に付した条件及び学内規則等に違反する不適切な使用

(9) コンプライアンス教育

不正を事前に防止するために、本学が公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、自身を取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育

(10) 啓発活動

不正を起こさせない組織風土を形成するために、本学が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般

第2章 責任体系の明確化

(最高管理責任者)

第3条 理事長は、法人全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として、次の各号の業務を行うものとする。

(1) 理事長は、不正使用防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(2) 理事長は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事等と議論を深める。

(3) 理事長は、自ら学部等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第4条 学長は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括し、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 学部等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置き、当該部門長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 自己の管理監督又は指導する学部等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正使用防止を図るため、学部等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督又は指導する学部等において、定期的に啓発活動を実施する。
- (4) 自己の管理監督又は指導する学部等において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進副責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者を補佐するため、学部等にコンプライアンス推進副責任者を置き、当該事務長等をもって充てる。

2 コンプライアンス推進副責任者は、学部等内の公的研究費の実効的な管理監督を行い、コンプライアンス推進責任者に管理・執行の状況を報告するものとする。

(職名の公開)

第7条 第3条から第6条までの各責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

(監事)

第7条の2 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べる。

2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(コンプライアンス教育・啓発活動の実施、行動規範、研究倫理の徹底)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。

2 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の内容を各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
- 6 最高管理責任者は、統括管理責任者に指示し、不正使用を防止するため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する他、本学の研究者としての基本姿勢を表明した「北里大学研究倫理規準」により、研究活動における倫理の徹底を図る。

(研究代表者等及び構成員の責務)

第9条 研究代表者等及び構成員は、公的研究費の不正使用を行ってはならず、また、他者による不正使用の防止に努めなければならない。

- 2 研究代表者等及び構成員は、研究者倫理及び行動規範並びに公的研究費の管理・監査に係る法令等に関する研修又は科目等を5年に1回以上受講するとともに、別に定める誓約書を提出するものとする。
- 3 前項に定める義務を怠った研究代表者等及び構成員は、公的研究費に関する応募、運営・管理に関ることができない。
- 4 研究代表者等及び構成員の不正使用によって公的研究費の返還が生じた場合は、当該研究代表者等及び構成員が費用を弁償するものとする。

第4章 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(公的研究費適正使用推進室の設置、不正使用防止計画の策定・実施)

第10条 本学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署として、北里大学公的研究費適正使用推進室(以下「推進室」という。)を置く。

- 2 推進室は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正使用防止計画を策定し、これに基づく業務の推進及び管理を行うものとする。
- 3 推進室は、統括管理責任者とともに本学全体の具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。)を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 4 推進室は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。
- 5 統括管理責任者及び推進室は、公的研究費の運営・管理等に関する取組指針に基づき、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。
- 6 学部等は、不正根絶のために、推進室と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

(不正発生要因の把握)

第11条 推進室及び各学部等の研究費適正使用委員会は、監査室と連携し、不正を発生させる要因がどこにあるのかを定期的に検証して把握し、把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図るものとする。

第5章 研究費の適正な運営・管理活動

(事務の委任)

第12条 研究代表者等は、公的研究費の交付内定（継続分を含む。）を受けたときは、その管理を所属する学部等の事務長等に委任しなければならない。

(事務の取扱い)

第13条 公的研究費に係る預託金事務、契約事務、旅費事務、給与事務等に関する取扱いは、研究費配分機関の定めるもののほか、本法人諸規程及び公的研究費ハンドブック等の定めるところによる。

(支出財源の特定)

第14条 研究代表者等は、公的研究費の執行状況を明確に把握するため、発注段階で支出財源を特定するものとする。

(研究代表者等による発注手続及び説明責任の帰属)

第15条 学校法人北里研究所物件調達規程の定めるところにより発注手続を行う研究代表者等は、当該取引において、発注先選択の公平性の説明責任、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任を負うものとする。

(執行状況の確認等)

第16条 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）は、部門の研究費適正使用委員会と連携して随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究代表者等に対し当該理由を確認し、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2 コンプライアンス推進責任者等及び部門の研究費適正使用委員会は、研究代表者等が正当な理由により公的研究費の執行が当初計画より遅れる場合は、繰越制度の活用、研究費配分機関への返還等を含めた改善策を研究代表者等に遅滞なく示すものとする。また、公的研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底するものとする。

(検収業務)

第17条 物件の調達に伴う検収業務については、学校法人北里研究所物件調達規程の定めるところにより行うものとする。

(設備、備品及び図書の寄附手続等)

第18条 研究代表者等は、公的研究費により取得した設備、備品及び図書を所属機関に寄附を行うこととされているものにあつては、取得後直ちに寄附手続を行わなければならない。

2 前項で取得した設備、備品及び図書は、学校法人北里研究所固定資産及び物品管理規程、北里大学図書館資料管理規程並びに図書の資産計上等に関する取扱要領の定めるところにより、機器備品台帳等に登録し、管理しなければならない。

(研究支援者等の雇用)

第19条 公的研究費により研究支援者等を雇用する場合は、学校法人北里研究所助成金等による若手研究者及び研究支援者並びに研究協力者の任用に関する取扱要領の定めるところによる。

2 研究支援者等を雇用する際は、学部等事務室(部)が採用候補者に対し面談のうえ勤務条件を提示し、採用後は定期的に出勤簿・勤務状況を確認するものとする。

(出張)

第20条 研究遂行上必要となる出張の取扱いは、学校法人北里研究所国内出張規程、学校法人北里研究所国内出張旅費規程、学校法人北里研究所国外出張規程及び学校法人北里研究所国外出張旅費規程の定めるところによる。

(間接経費の取扱い)

第21条 間接経費の取扱いについては、北里大学における国の競争的研究費による間接経費の取扱方針の定めるところにより、適切に処理するものとする。

(取引業者への周知及び誓約書の提出)

第22条 本学の公的研究費に係る取引を行う全ての業者に対して、本規則、調達に関する基本方針及び発注・納品・検収に係るルール等を周知するものとし、業者は別に定める誓約書を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、郵便切手類の購入、宅配便の利用など社会通念上、見積書の入手及び契約書を必要としない取引と判断される場合は、当該業者に対しルール等の周知及び誓約書の提出を求めることを省略することができる。

(取引業者との癒着防止)

第23条 コンプライアンス推進責任者等は、自己の管理監督する部門等において、研究者と取引業者との関係が公正性・透明性を維持できるよう、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(不正な取引に関与した業者への措置)

第24条 不正な取引に関与した業者については、学校法人北里研究所物件調達規程の定めるところにより、取引停止等の措置を講ずるものとする。

第6章 情報発信・共有化の推進

(相談窓口)

第25条 公的研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付けるため、各学部等及び推進室に相談窓口を置く。

(不正使用防止のための基本方針等の公表)

第26条 推進室は、本学における公的研究費に係る不正使用防止のための基本方針等をホームページ等により公表する。

第7章 モニタリングの在り方

(監査制度)

第27条 監査室は、公的研究費の適正な管理のため、学校法人北里研究所内部監査規程及び学校法人北里研究所内部監査実施要領の定めるところにより、本学全体の視点で公正かつ確な監査を実施するものとする。

- 2 監査室は、最高管理責任者の直轄的な組織としての位置付けを明確化するとともに、実効性ある権限を付与し強化する。
- 3 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、モニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者を活用して、内部監査の質の向上を図る。
- 4 監査室は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

(内部監査及び検証)

第28条 監査室は、推進室と連携して毎年度定期的に一定数の監査を行うとともに、本学全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか、公的研究費の適正な管理体制に不備が無いかなどの検証を行う。

(リスクアプローチ監査)

第29条 監査室は、推進室と連携して不正が発生するリスク要因を分析し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

(監査結果の情報共有)

第30条 監査室は、監査結果について、最高管理責任者へ報告する。

- 2 報告を受けた最高管理責任者は、統括管理責任者へこれを報告するとともに推進室を通じてコンプライアンス教育の一環として学内で周知を図り、類似事例の再発防止に努める。
- 3 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、本学全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

(各学部等の研究費適正使用委員会における調査)

第31条 各部門の研究費適正使用委員会は、公的研究費による事業の進捗状況、研究費の執行状況等を毎年度定期的に調査し、その調査結果をコンプライアンス推進責任者、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。

第8章 公的研究費制度における不正使用への対応

(通報の受付窓口)

第32条 通報又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、本学に次の各号に掲げる通報窓口を置く。

- (1) 北里大学公的研究費適正使用推進室

- (2) 各学部等の研究費適正使用委員会
- (3) 公益通報窓口（北里ホットライン）

2 前項の通報窓口に、不正使用に関する通報の適切な管理のため、次の各号に掲げる通報受付担当者を置く。

- (1) 北里大学公的研究費適正使用推進室（室長／研究担当副学長、研究支援センター事務室事務長）
 - (2) 各学部等の研究費適正使用委員会（委員長、事務長等）
 - (3) 公益通報窓口（北里ホットライン）（外部委託）
- （通報の受付体制）

第33条 公的研究費の不正使用の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、通報窓口に対して通報を行うことができる。

2 通報窓口受付担当者は、原則として通報した者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、住所等並びに不正使用を行ったとする構成員等の氏名、不正使用の事案の内容等が明示され、かつ、不正使用とする合理的な根拠が示されたものを受け付けるものとする。

3 通報窓口受付担当者は、匿名による通報があった場合、報道機関やその他外部の機関から不正使用の疑いが指摘された場合及び監査により指摘された場合は、通報の内容に応じて、前項に準じた取扱いをすることができる。

4 通報窓口受付担当者は、通報を受け付けたときは、速やかに、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告するものとする。統括管理責任者は、当該通報に係る部門長等に、その内容を通知するものとする。

（通報の相談）

第34条 公的研究費の不正使用の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

2 通報の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、公的研究費の不正使用が行われようとしている、又は公的研究費の不正使用を求められている等であるときは、通報窓口は、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告するものとする。

（通報窓口の職員の義務）

第35条 通報の受付に当たっては、通報窓口の職員は、通報者の秘密の遵守その他通報者の保護を徹底しなければならない。

2 通報窓口の職員は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、通報の相談についても準用する。

(秘密保護義務)

第36条 この規則に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者及び統括管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者及び統括管理責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者及び統括管理責任者又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(通報者の保護)

第37条 部門長等は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被通報者の保護)

第38条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく通報)

第39条 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。本規則において、悪意に基づく通報とは、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えるこ

とを目的とする通報をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する研究費配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

(予備調査の実施)

第40条 第33条に基づく通報があった場合又は最高管理責任者がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、最高管理責任者は統括管理責任者と協議の上、関係する学部等に予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、関係する部門長等、最高管理責任者及び統括管理責任者が指名する者によって構成するものとする。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第41条 予備調査委員会は、通報された不正が行われた可能性、通報の際に示された不正使用の態様その他通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

(本調査の決定等)

第42条 予備調査委員会は、予備調査の指示を受けた日から起算して14日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、第33条に基づく通報の受付から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し本調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を当該研究費配分機関に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、研究費配分機関や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 4 最高管理責任者は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について当該研究費配分機関に報告、協議しなければならない。

(研究費不正使用調査委員会の設置)

第43条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により研究費不正使用調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 統括管理責任者が指名する副学長

- (2) 最高管理責任者が指名する常任理事 若干人
 - (3) 統括管理責任者が指名する教職員 若干人
 - (4) 事務本部長
 - (5) 最高管理責任者が指名する法人本部及び教学本部の部署長 若干人
 - (6) 本学に所属さない者（弁護士、公認会計士等） 若干人
- 3 委員長は、前項第1号の委員とする。
 - 4 委員長は、調査委員会の業務を統括する。
 - 5 副委員長は、委員長の指名によって委員のうちから任命する。
 - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を行う。
 - 7 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。
 - 8 第2項第6号の委員は、本学及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

（本調査の実施）

第44条 調査委員会は、本調査の実施の決定後速やかに、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、当該公的研究費に係る不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について、関係書類等その他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、研究費配分機関からの当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
- 6 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

（本調査の中間報告）

第45条 調査委員会は、本調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、本調査の中間報告を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告し、最高管理責任者及び統括管理責任者は、その内容を当該研究費配分機関等に報告しなければならない。

- 2 調査委員会は、当該研究費配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の進捗状況報告及び本調査の中間報告を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告し、最高管理責任者及び統括管理責任者は、当該研究費配分機関等に中間報告書を提出しなければならない。
- 3 調査委員会は、期限までに本調査が完了しない場合であっても、本調査の中間報告を

最高管理責任者及び統括管理責任者に報告し、最高管理責任者及び統括管理責任者は、当該研究費配分機関等に中間報告書を提出しなければならない。

(認定の手續)

第46条 調査委員会は、調査した内容をまとめ、不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等、その他必要な事項を認定する。

2 調査委員会は、不正使用が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

3 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、本条1項及び3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第47条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果(認定を含む。)を通報者、被通報者及び被通報者以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、原則として通報の受付から210日以内に、調査結果、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該研究費配分機関に提出しなければならない。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第48条 公的研究費の不正使用が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。)は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項に定める新たな調査委員は、第43条第2項に準じて指名する。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その

際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。また、その事案に係る研究費配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第49条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、本条2項又は3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る研究費配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第50条 最高管理責任者は、調査の結果、不正を認定した場合は、理事会の議を経て、次の各号について公表するものとする。

- (1) 不正に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 不正の内容
 - (3) 公表時までに行った措置の内容
 - (4) 委員会委員の氏名及び所属
 - (5) 調査の方法及び手順等
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名及び所属などを非公表とすることができる。

(本調査中における一時的措置)

第51条 最高管理責任者は、必要に応じて、被通報者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の公的研究費の使用停止を命ずることができる。

2 最高管理責任者は、研究費配分機関から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(措置の解除等)

第52条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。

2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われなかったものと認定された場合は、必要に応じて通報者及び被通報者等への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。

(処分)

第53条 最高管理責任者は、本調査の結果、公的研究費の不正使用が行われたものと認定された場合は、当該公的研究費の不正使用に関与した者に対して、法令、就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する研究費配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第54条 最高管理責任者は、関係する学部等の部門長等に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。

2 最高管理責任者は、第1項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する研究費配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

(利益相反関係の排除)

第55条 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者、予備調査委員会及び調査委員会の委員並びに通報受付担当者等は、自らが関係する第33条による通報の処理に関与してはならない。

第9章 雑則

(補則)

第56条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(規則の改廃)

第57条 この規則の改廃は、学部長会の議を経て、理事会において決定する。

附 則

1 この規則は、平成27年5月22日から施行する。

2 この規則の施行に伴い、北里大学における公的研究費取扱規則（平成19年10月19日制定）は、廃止する。

附 則（北学総第2018-03570号）

(施行期日)

この規程は、2018年7月1日から施行する。

附 則（北学総第 2018-04786 号）
（施行期日）

この規程は、2018年7月20日から施行する。

附 則（北学総第 2018-13854 号）
（施行期日）

この規則は、2019年4月1日から施行する。

附 則（北学総第 2021-11725 号）
（施行期日）

この規則は、2022年4月1日から施行する。

【資料26】未来工学研究科_図書目録

種類	ISBN (13桁)	書名	版次	著者名	シリーズ名	出版社	出版年月	冊数
和書	9784480091819	熱学思想の史的展開(1)熱とエントロピー		山本義隆	ちくま学芸文庫	筑摩書房	200812	1
和書	9784480091826	熱学思想の史的展開(2)熱とエントロピー		山本義隆	ちくま学芸文庫	筑摩書房	200901	1
和書	9784480091833	熱学思想の史的展開(3)熱とエントロピー		山本義隆	ちくま学芸文庫	筑摩書房	200902	1
和書	9784320034235	統計力学	新装版	久保亮五		共立出版	200306	1
和書	9784621065730	熱力学・統計力学		ウォルター・グライナー： ルードヴィヒ・ナイゼ	SPRINGER UNIVERSIT Y TEXTBOOKS	丸善出版	202109	1
和書	9784785320928	非平衡系の物理学		太田隆夫		裳華房	200004	1
和書	9784872591415	輸送現象論		大中逸雄	大阪大学新世紀レクチャー	大阪大学出版会	200304	1
和書	9784130613156	ナビエーストークス方程式の数理解	新装版	岡本久		東京大学出版会	202301	1
和書	9784781915593	微生物流体力学: 生き物の動き・形・流れを探る		石本健太	ライブラリ数理科学のための 数学とその展開	サイエンス社	202212	1
和書	9784627922310	粒子法・連続体・混相流・粒状体のための計算科学		後藤仁志		森北出版	201801	1
和書	9784130626132	電磁気学の基礎(1)		太田浩一		東京大学出版会	201203	1
和書	9784130626149	電磁気学の基礎(2)		太田浩一		東京大学出版会	201203	1
和書	9784339066173	量子物質科学入門—量子化学と固体電子論:二つの見方		山本知之		コロナ社	201003	1
和書	9784842703473	固体物理の基礎 下・2		ニール・W. アシュクロフト: N. デーヴィッド・マーミン	物理学叢書	吉岡書店	200806	1
和書	9784627242333	計算化学(第3版)		Frank Jensen/後藤 仁志		森北出版	202303	3
和書	9784621063088	密度汎関数法の発展		赤井久純・白井光雲		丸善出版	201207	1
和書	9784621062401	原子・分子の密度汎関数法		ロバート・G. パール: ウエイタオ・ヤング		丸善出版	201207	1
和書	9784842703541	凝縮系物理における場の理論 (中)		アレクサンダー・アルトラ ンド・ベン・サイモンズ		吉岡書店	201001	1
和書	9784842703565	凝縮系物理における場の理論 (下)		アレクサンダー・アルトラ ンド・ベン・サイモンズ		吉岡書店	201005	1
和書	9784842702919	現代の凝縮系物理学(下)		P. M. チェイキン:T. C. ルベンスキー	物理学叢書	吉岡書店	200009	1
和書	9784753656097	バンド理論—物質科学の基礎として		小口多美夫	材料学シリーズ	内田老鶴圃	199907	1
和書	9784254131444	非平衡と相転移 新装版: メソスケールの統計物理学	新装版	川崎恭治		朝倉書店	202211	1
和書	9784007307287	OD>高分子物理・相転移ダイナミクス		土井正男/小貫明		岩波書店	201803	1
和書	9784007308727	OD>ソフトマター物理学入門		土井正男		岩波書店	201904	1
和書	9784785320560	高分子の物理学		田中文彦		裳華房	199411	1
和書	9784621061893	高分子の物理 改訂新版	改訂新版	ゲルト・R. ストロープ ル:深尾浩次	SPRINGER UNIVERSIT Y TEXTBOOKS	丸善出版	201203	1
和書	9784622095866	相分離生物学の冒険—分子の「あいだ」に生命は宿る		白木賢太郎		みすず書房	202302	1
和書	9784758125208	実験医学 2019年6月 Vol.37 No.9 細胞内の相分離~タンパク質や核酸分子を整理し、反応の場を作り、生命を駆動する		加藤昌人:廣瀬哲郎		羊土社	201906	1
和書	9784873266879	増補版 高分子材料シミュレーション: OCTA活用事例集	増補版	新化学技術推進協会		化学工業日報社	201707	1
和書	9784860438142	海洋汚染問題を解決する生分解性プラスチック開発: 分解性評価から新素材まで		岩田忠久		エヌ・ティー・エス	202302	1
和書	9784865843903	細胞膜の界面化学		清沢桂太郎		BookWay	202006	1
和書	9784621307717	接触と摩擦の物理学		バレンティン・L. ポポフ: 中野健		丸善出版	202301	1
和書	9784627154797	OD>X線・中性子の散乱理論入門		D. S. シビアノ/竹中章 郎		森北出版	202204	1
和書	9784621061459	統計のための行列代数 上		デーヴィッド・A. ハーヴィ ル:伊理正夫		丸善出版	201203	1

種類	ISBN (13桁)	書名	版次	著者名	シリーズ名	出版社	出版年月	冊数
和書	9784621061527	統計のための行列代数 下		デーヴィッド・A. ハーヴィル:伊理正夫		丸善出版	201203	1
和書	9784489021930	詳解 大学院への数学—微積分編		本田龍央:五十嵐貴		東京図書	201410	1
和書	9784489021985	詳解 大学院への数学—線形代数編		本田龍央:五十嵐貴		東京図書	201412	1
和書	9784480098375	物理現象のフーリエ解析		小出昭一郎	ちくま学芸文庫 Math & science	筑摩書房	201802	1
和書	9784534055064	道具としてのベクトル解析		満井貞美		日本実業出版社	201707	1
和書	9784621061800	確率過程の基礎		リック・デュレット:今野紀雄		丸善出版	201205	1
和書	9784621062333	マルコフ連鎖から格子確率モデルへ		リナルド・B. シナジ:今野紀雄		丸善出版	201201	1
和書	9784339028348	マルコフ決定過程- 理論とアルゴリズム -		中出康一	シリーズ 情報科学における確率モデル	コロナ社	201904	1
和書	9784872595864	計算科学のためのHPC技術1		下司雅章:片桐孝洋		大阪大学出版会	201703	1
和書	9784872595871	計算科学のためのHPC技術2		下司雅章		大阪大学出版会	201703	1
和書	9784320122673	20世紀のトップ10アルゴリズム		金田行雄:笹井理生		共立出版	202201	1
和書	9784326251315	計算論的精神医学: 情報処理過程から読み解く精神障害		国里愛彦:片平健太郎		勁草書房	201901	1
和書	9784000054737	自由エネルギー-原理入門: 知覚・行動・コミュニケーションの計算理論		乾敏郎:阪口豊		岩波書店	202111	1
和書	9784815810870	みんなのFortran—基礎から発展まで—		松本敏郎:野老山貴行		名古屋大学出版会	202204	1
和書	9784621066065	新訂版MORE EFFECTIVE C++	新訂版	スコット・マイアーズ:安村通晃	ADDISON-WESLEY PROFESSIONAL CO	丸善出版	201402	1
和書	9784844338918	CUDA C プロフェッショナル プログラミング		ジョン・チェン:マックス・グロスマン	impress top gear	インプレス	201509	1
和書	9784065303757	Pythonでしっかり学ぶ線形代数 行列の基礎から特異値分解まで		神永正博		講談社	202301	1
和書	9784065279786	Pythonではじめるベイズ機械学習入門		森賀新:木田悠歩		講談社	202205	1
和書	9784910558073	—Pythonで実践— 基礎からの物理学とディープラーニング入門		福嶋健二:桂法称		科学情報出版	202211	1
和書	9784065282823	1週間で学べる! Julia数値計算プログラミング		永井佑紀		講談社	202206	1
和書	9784339029055	1から始める Juliaプログラミング		進藤裕之:佐藤建太		コロナ社	202004	1
和書	9784065259801	Juliaで作って学ぶベイズ統計学		須山敦志		講談社	202111	1
和書	9784297117122	LaTeX2ε 美文書作成入門	改訂第8版	奥村靖彦:黒木裕介		技術評論社	202011	1
和書	9784865942927	XAI(説明可能なAI)—そのとき人工知能はどう考えたのか?		大坪直樹:中江俊博		リックテレコム	202107	1
和書	9784781915456	組合せ最適化から機械学習へ: 劣モジュラ最適化とグラフマイニング		相馬輔:藤井海斗	AI/データサイエンスライブラリ“基礎から応用へ”	サイエンス社	202206	1
和書	9784781915463	異常検知からリスク管理へ		山西健司:久野遼平	AI/データサイエンスライブラリ“基礎から応用へ”	サイエンス社	202208	1
和書	9784526081927	マテリアルズ・インフォマティクスII 機械学習を活用したマテリアルDX超入門		岩崎悠真		日刊工業新聞社	202203	1
和書	9784764960237	OD> 詳解マテリアルズインフォマティクス 有機・無機化学のための深層学習		船津公人/井上貴央		近代科学社Digital	202108	1
和書	9784764906594	事例でわかる マテリアルズインフォマティクス: 深層学習ケーススタディ		船津公人:井上貴央		近代科学社Digital(発売:近代科学社)	202302	1
和書	9784320072022	マテリアルズインフォマティクス		伊藤聡:吉田亮		共立出版	202208	1
和書	9784344928145	AIは人類を駆逐するのか? 自律世界の到来		太田裕朗		幻冬舎メディアコンサルティング(発売:幻冬舎)	202006	1
和書	9784798164953	あたらしい脳科学と人工知能の教科書		我妻幸長	AI & TECHNOLOGY	翔泳社	202101	1
和書	9784000614832	アカデミアを離れてみたら——博士、道なき道をゆく		岩波書店編集部		岩波書店	202108	1
和書	9784759814057	生体分子環境の化学 分子夾雑と1分子で解き明かす生体の挙動		日本化学会	CSJカレントレビュー	化学同人	202303	1

種類	ISBN (13桁)	書名	版次	著者名	シリーズ名	出版社	出版年月	冊数
和書	9784621304761	格子ボルツマン法入門:複雑境界および移動境界流れの数値計算法		稲室隆二:吉野正人		丸善出版	202001	1
和書	9784274229695	基礎から学ぶ量子計算:アルゴリズムと計算量理論		西村治道		オーム社	202211	1
和書	9784297132323	Pythonで学ぶ衛星データ解析基礎 環境変化を定量的に把握しよう		田中康平:田村賢哉		技術評論社	202212	1
和書	9784065305140	最適輸送の理論とアルゴリズム		佐藤竜馬	機械学習プロフェッショナルシリーズ	講談社	202301	1
和書	9784065285862	機械学習工学		石川冬樹:丸山宏	機械学習プロフェッショナルシリーズ	講談社	202207	1
和書	9784764906204	機械学習		周志=:大和田勇人		近代科学社	202210	1
和書	9784000063432	拡散モデル:データ生成技術の数理		岡野原大輔		岩波書店	202302	1
和書	9784274230103	Optunaによるブラックボックス最適化		佐野正太郎:秋葉拓哉		オーム社	202302	1
和書	9784815604059	データ視覚化のデザイン		永田ゆかり		SBクリエイティブ	202004	1
和書	9784798053486	データビジュアライゼーションの教科書		藤俊久仁:渡部良一		秀和システム	201906	1
和書	9784798163970	データ分析者のためのPythonデータビジュアライゼーション入門:コードと運動してわかる可視化手法		小久保奈都弥	AI & TECHNOLOGY	翔泳社	202008	1
和書	9784295601678	OD>Unity+OpenXRによるVRプログラミング		多田憲孝		インプレスR&D	202211	1
和書	9784163908847	VRは脳をどう変えるか?:仮想現実の心理学		ジェレミー・ベイレンソン:倉田幸信		文藝春秋	201808	1
和書	9784798158945	VR原論:人とテクノロジーの新しいリアル		服部桂		翔泳社	201905	1
和書	9784621307564	グラフ理論		山下登茂紀:千葉周也		丸善出版	202211	1
和書	9784864810586	工学のためのグラフ理論:基礎から応用まで		上野修一(数学)	工学のための数学	数理工学社(発売:サイエンス社)	201811	1
和書	9784065307892	応用基礎としてのデータサイエンス AI×データ活用の実践		北川源四郎:竹村彰通	データサイエンス入門シリーズ	講談社	202302	1
和書	9784764960312	OD>次世代を担う人のためのマルチフィジックス有限要素解析次世代を担う人のための		橋口真直/ = 立柱		近代科学社Digital	202201	1
和書	9784764960121	OD>有限要素法による電磁界シミュレーション マイクロ波回路・アンテナ設計・EMC対策		平野拓一		近代科学社Digital	202009	1
和書	9784873116778	「もの」はどのようにつくられているのか?:プロダクトデザインのプロセス事典		クリス・レフテリ:田中浩也	Make:Japan Books	オライリー・ジャパン(発売:オーム社)	201405	1
和書	9784065309933	物理のためのデータサイエンス入門		植村 誠		講談社	202303	1
和書	9784563046378	基礎化学工学	増補版	化学工学会		培風館	202104	1
和書	9784782826188	現代化学工学	増補版	橋本健治:荻野文丸		産業図書	202103	1
和書	9784621307724	カーボンニュートラルへの化学工学:CO2分離回収、資源化からエネルギーシステム構築まで		化学工学会		丸善出版	202301	1
和書	9784866937342	カーボンニュートラルに貢献する触媒・反応工学		化学工学会関東支部	最近の化学工学	三恵社(発売:JRC)	202301	1
和書	9784864879965	進化する燃料電池・二次電池:反応・構造・製造技術の基礎と未来社会を支える電池技		化学工学会関東支部:化学工学会エネルギー部会、材料、界面部会	最近の化学工学	三恵社(発売:JRC)	201902	1
和書	9784621301159	イオン交換膜:基礎と応用		田中良修		丸善出版	201612	1
和書	9784274228872	グラフニューラルネットワーク:PyTorchによる実装		村田剛志		オーム社	202207	1
和書	9784295015581	Python機械学習プログラミング PyTorch&scikit-learn編		セバスチャン・ラシュカ:ユーシー・ヘイデン・リュウ	impress top gear	インプレス	202212	1
和書	9784764960466	OD>Pythonではじめるマテリアルズインフォマティクス		木野日織/ダム・ヒョウ・チ		近代科学社Digital	202209	1
和書	9784764906549	Rではじめるケモ・マテリアルズ・インフォマティクス:プログラミング・ブックで基礎を完全習得		新化学技術推進協会:高田章		近代科学社	202207	1
和書	9784163916422	AI2041 人工知能が変える20年後の未来		李開復:チェン・チウファン		文藝春秋	202212	1
和書	9784295013495	スーパーユーザーなら知っておくべきLinuxシステムの仕組み		ブライアン・ウォード:柴田芳樹		インプレス	202203	1
和書	9784296200030	Red Hat Enterprise Linux完全ガイド:バージョン8&9両対応!		小島啓史:平初		日経BP(発売:日経BPマーケティング)	202209	1

種類	ISBN (13桁)	書名	版次	著者名	シリーズ名	出版社	出版年月	冊数
和書	9784798068671	はじめてのAlmaLinux 9 & Rocky Linux 9 Linuxサー		デージーネット	TECHNICAL MASTER	秀和システム	202302	1
和書	9784798068251	Linuxをマスターしたい人のための実践Ubuntu		水野源:小林準		秀和システム	202212	1
和書	9784295015895	Docker実践ガイド:コンテナ環境の構築・運用・活用	第3版	古賀政純	impress top gear	インプレス	202302	1
和書	9784295011736	Dockerコンテナ開発・環境構築の基本		市川豊	impress top gear	インプレス	202107	1
和書	9784295016403	コンテナセキュリティ コンテナ化されたアプリケーションを保護する要素技術		Liz Rice/株式会社スリーシェーク		インプレス	202304	1
和書	9784903814353	計算機シミュレーションのための確率分布乱数生成法		四辻哲章		ブレアデス出版	201007	1
和書	9784627920620	実践有限要素法シミュレーション:理論と実務がつながる	第2版	泉聡志:酒井信介		森北出版	202209	1
和書	9784627093836	CIによる数値計算法入門	第2版 新装版	堀之内総一:酒井幸吉		森北出版	201511	1
								112

種類	ISBN (13桁)		タイトル和訳	書名	出版社名	出版年月	冊数
洋書	9783642096679			Liquid Crystalline Functional Assemblies and Their Supramolecular Structures (Structure and Bonding)	Springer	201011	1
洋書	9781119113140		自己組織化システム:理論とシミュレーション	Self-Assembling Systems : Theory and Simulation	Wiley	201612	1
洋書	9780470559741		超分子ソフトマター:材料・有機エレクトロニクスへの応用	Supramolecular Soft Matter : Applications in Materials and Organic Electronics	John Wiley & Sons Inc	201110	1
洋書	9789811084584			The Role of Water in ATP Hydrolysis Energy Transduction by Protein Machinery	Springer	201805	1
洋書	9781108429900		R. M. マーチン『物質の電子状態』(原書)第2版	Electronic Structure : Basic Theory and Practical Methods	Cambridge University Press	202008	1
洋書	9781107157651			Berry Phases in Electronic Structure Theory : Electric Polarization, Orbital Magnetization and Topological Insulators	Cambridge University Press	201811	1
洋書	9780199575800			Electronic Structure Methods for Complex Materials : The orthogonalized linear combination of atomic orbitals	Oxford University Press	201205	1
洋書	9781107191075			Theory of Simple Glasses : Exact Solutions in Infinite Dimensions	Cambridge University Press	202001	1
洋書	9780123870322		液体論入門:ソフトマターへの応用付(第4版)	Theory of Simple Liquids : with Applications to Soft Matter	Academic Press Inc	201308	1
洋書	9789811653940		液体(由来)材料の分子基礎	Molecular Basics of Liquids and Liquid-Based Materials	Springer	202201	1
洋書	9780198525264			Statistical Mechanics: Theory and Molecular Simulation (Oxford Graduate Texts)	Oxford University Press	201002	1
洋書	9780521789530			Basic Concepts for Simple and Complex Liquids	Cambridge University Press	200303	1
洋書	9781138563889		生命現象の探究	Exploring Life Phenomena with Statistical Mechanics of Molecular Liquids	CRC Press	202002	1
洋書	9789813229488			Thz Dynamics of Liquids Probed by Inelastic X-ray Scattering, the	World Scientific Publishing Co Pte Ltd	202107	1
洋書	9781118139103		ドラッグデリバリーのためのケモインフォマティクス	Cheminformatics for Drug Discovery	John Wiley & Sons Inc	201401	1
洋書	9781588292612		ケモインフォマティクス	Cheminformatics : Concepts, Methods, and Tools for Drug Discovery (Methods in Molecular Biology)	Humana Pr Inc	200406	1
洋書	9783527342013		応用ケモインフォマティクス	Applied Chemoinformatics : Achievements and Future Opportunities	Wiley-VCH	201804	1
洋書	9783527331093		ケモインフォマティクス:基礎概念と手法(第2版)	Cheminformatics : Basic Concepts and Methods	Wiley-VCH	201808	1
洋書	9780470091821		計算化学エッセンシャル(第2版)	Essentials of Computational Chemistry : Theories and Models	Wiley	200409	1
洋書	9780198755500		計算化学はじめの一冊	Computational Chemistry (Oxford Chemistry Primers)	Oxford University Press	201803	1
洋書	9781118825990		計算化学入門(第3版)	Introduction to Computational Chemistry	Wiley	201702	1
洋書	9783030672614			Basis Sets in Computational Chemistry (Lecture Notes in Chemistry)	Springer	202103	1
洋書	9780122673511			Understanding Molecular Simulation : From Algorithms to Applications	Academic Press Inc	200110	1
洋書	9780323853989		流体の分子シミュレーション(第2版)	Molecular Simulation of Fluids : Theory, Algorithms and Object-Oriented	Elsevier - Health Sciences Division	202308	1
洋書	9780199203864			Theories of Molecular Reaction Dynamics : The Microscopic Foundation of Chemical Kinetics (Oxford Graduate Texts)	Oxford University Press	200801	1
洋書	9780195042771			Introduction to Modern Statistical Mechanics	Oxford University Press Inc	198712	1
洋書	9781498749732		計算材料科学入門(第2版)	Computational Materials Science : An Introduction, Second Edition	Productivity Press	201612	1
洋書	9783527334889			Computational Chemistry Workbook : Learning through Examples -- Paperback	Wiley-vch Verlag Gmbh	201902	1
洋書	9781908977212			Theoretical and Computational Aspects of Magnetic Organic Molecules	Imperial College Press	201312	1
洋書	9780444640390		化学反応速度論:分子構造から化学反応性まで(第2版)	Chemical Kinetics : From Molecular Structure to Chemical Reactivity	Elsevier Science Ltd	202106	1
洋書	9783319610870		計算物理学(テキスト)(第3版)	Computational Physics : Simulation of Classical and Quantum Systems (Graduate Texts in Physics)	Springer	201708	1
洋書	9780199689446		分子構造決定の基礎(第2版)	Foundations of Molecular Structure Determination (Oxford Chemistry Primers)	Oxford University Press	201505	1

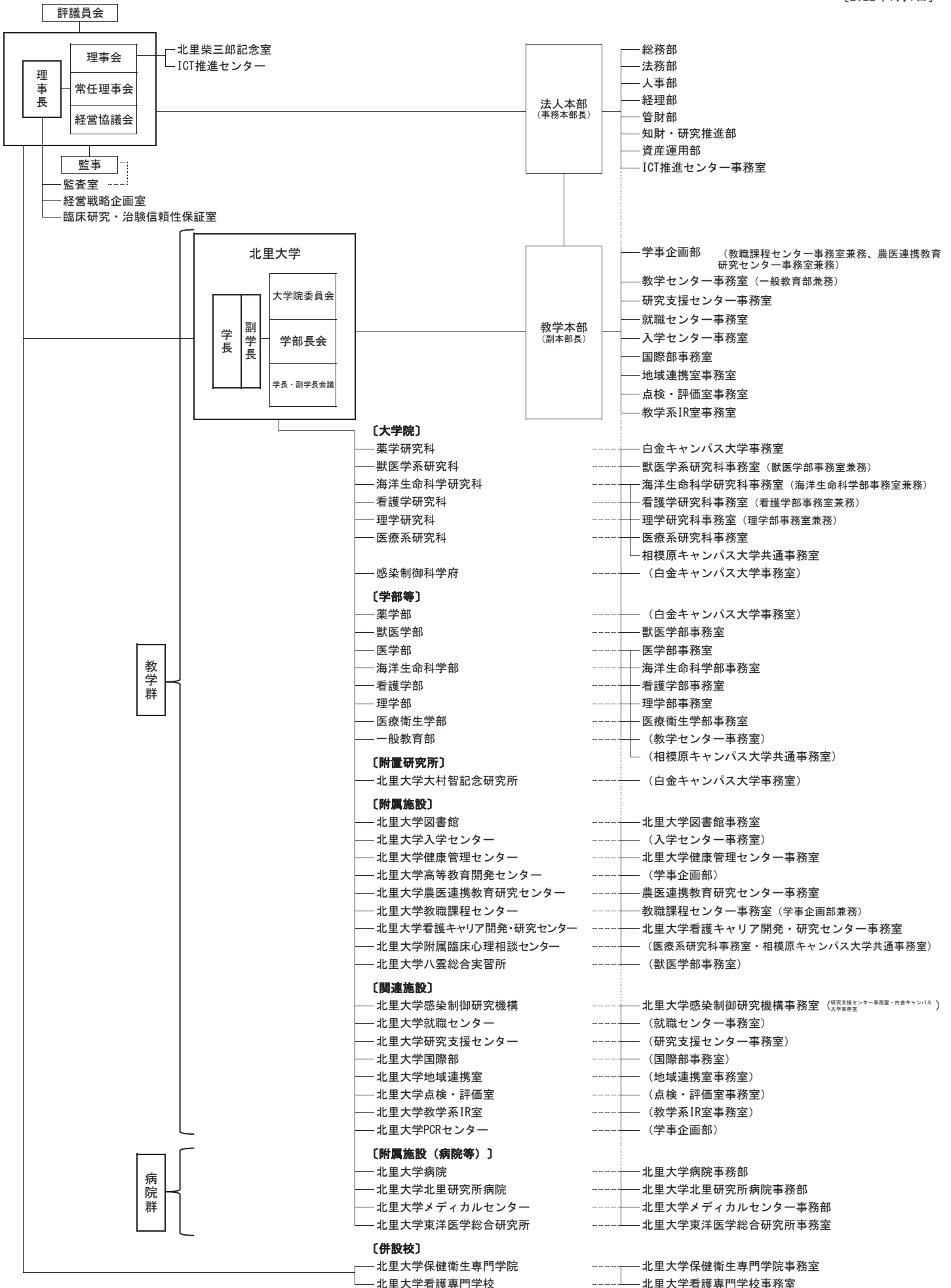
種類	ISBN (13桁)		タイトル和訳	書名	出版社名	出版年月	冊数
洋書	9783030820398		数理物理学のための確率計算法(第2版)	Stochastic Numerics for Mathematical Physics	Springer	202109	1
洋書	9789811025006			Variational Methods in Molecular Modeling (Molecular Modeling and Simulation)	Springer	201612	1
洋書	9789813366381			Foundations of Molecular Modeling and Simulation : Select Papers from FOMMS 2018 (Molecular Modeling and Simulation)	Springer Verlag, Singapore	202103	1
洋書	9783540773023		計算化学と分子モデル化:原理と応用	Computational Chemistry and Molecular Modeling : Principles and Applications	Springer	200806	1
洋書	9781118266151		腐食過程の電子モデル化:科学的発展と工学的応用	Molecular Modeling of Corrosion Processes : Scientific Development and Engineering Applications (The Ecs Series of Texts and Monographs)	John Wiley & Sons Inc	201504	1
洋書	9781466562950			Molecular Modeling at the Atomic Scale : Methods and Applications in Quantitative Biology (Series in Computational Biophysics)	CRC Press Inc	201408	1
洋書	9789811316067			Theory of Sum Frequency Generation Spectroscopy (Lecture Notes in Chemistry)	Springer Verlag	201808	1
洋書	9781258453916			Polar Molecules	Literary Licensing, LLC	201208	1
洋書	9783540003533		固体物理学:テキスト	Condensed Matter Physics : Crystals, Liquids, Liquids Crystals, and Polymers	SPRINGER, BERLIN	200400	1
洋書	9783540412083			Nonextensive Statistical Mechanics and Its Applications (Lecture Notes in Physics)	Springer Verlag	200102	1
洋書	9784431558385			Molecular Science of Fluctuations toward Biological Functions	Springer	201602	1
洋書	9783319016979			The Structure of Ionic Liquids (Soft and Biological Matter)	Springer	201311	1
洋書	9783642017797			Ionic Liquids (Topics in Current Chemistry)	Springer	200907	1
洋書	9783319897936			Ionic Liquids II (Topics in Current Chemistry Collections)	Springer	201806	1
洋書	9783527339990		イオン液体:基礎・化学・応用	Fundamentals of Ionic Liquids : From Chemistry to Applications	WILEY-VCH	201710	1
洋書	9783319324876			Dielectric Properties of Ionic Liquids (Advances in Dielectrics)	Springer	201606	1
洋書	9783319303116			Ionic Liquid Properties : From Molten Salts to RTILs	Springer	201605	1
洋書	9780128202807			Theoretical and Computational Approaches to Predicting Ionic Liquid Properties	Elsevier Science Publishing Co Inc	202011	1
洋書	9783030230807			Application of Ionic Liquids in Biotechnology (Advances in Biochemical Engineering / Biotechnology)	Springer	201908	1
洋書	9780323959315			Ionic Liquids and Their Application in Green Chemistry (Advances in Green and Sustainable Chemistry)	Elsevier - Health Sciences Division	202304	1
洋書	9781782629603			Polymerized Ionic Liquids	Royal Society of Chemistry	201709	1
洋書	9781849736039		イオン液体における触媒	Catalysis in Ionic Liquids : From Catalyst Synthesis to Application	Royal Society of Chemistry	201403	1
洋書	9780470647813		イオン液体の電気化学(第2版)	Electrochemical Aspects of Ionic Liquids	John Wiley & Sons Inc	201104	1
洋書	9783319016795			Polyelectrolytes : Thermodynamics and Rheology (Engineering Materials)	Springer	201409	1
洋書	9781119057086			Physical Chemistry of Polyelectrolyte Solutions (Advances in Chemical Physics)	John Wiley & Sons Inc	201512	1
洋書	9783540220589			Advanced Computer Simulation Approaches for Soft Matter Sciences I (Advances in Polymer Science)	Springer Verlag	200504	1
洋書	9783540260912		ソフトマター科学のためのコンピュータシミュレーション・アプローチII	Advanced Computer Simulation Approaches for Soft Matter Sciences Vol.2 (Advances in Polymer Science Vol.185)	SPRINGER, BERLIN	200511	1
洋書	9789814360623			Non-equilibrium Soft Matter Physics (Series in Soft Condensed Matter)	World Scientific Publishing Co Pte Ltd	201202	1
洋書	9781782629825			Polymer-modified Liquid Crystals	Royal Society of Chemistry	201901	1
洋書	9789813225756			Conjugated Polymers and Oligomers: Structural and Soft Matter Aspects (Materials and Energy)	World Scientific Publishing Co Pte Ltd	201712	1
洋書	9781402063299		ナノ構造ソフトマター	Nanostructured Soft Matter : Experiments, Theory, and Perspectives (NanoScience and Technology)	Springer	200706	1
洋書	9781108424059		液晶と計算シミュレーション(テキスト)	Liquid Crystals and their Computer Simulations	Cambridge University Press	202207	1

種類	ISBN (13桁)		タイトル和訳	書名	出版社名	出版年月	冊数
洋書	9780367554316			Liquid Crystals with Nano/Micro Particles and Their Applications	CRC Press	202303	1
洋書	9783030393984		理論物理学とコンピュータ: 分子シミュレーションの新たなフロンティア	Computer Meets Theoretical Physics : The New Frontier of Molecular Simulation (The Frontiers Collection)	Springer	202007	1
洋書	9783540887867			Water and Biomolecules : Physical Chemistry of Life Phenomena (Biological and Medical Physics, Biomedical Engineering)	Springer	200902	1
洋書	9789814800778			Molecular Dynamics of Nanostructures and Nanoionics : Simulations in Complex Systems	Pan Stanford Publishing Pte Ltd	202012	1
洋書	9783319423890		市崎潤子(共)著/ガラス・結晶・液体イオン導体の力学: 実験・理論・シミュレーション	Dynamics of Glassy, Crystalline and Liquid Ionic Conductors : Experiments, Theories, Simulations (Topics in Applied Physics)	Springer	201610	1
洋書	9780521857918		非平衡液体の統計力学(第2版)	Statistical Mechanics of Nonequilibrium Liquids	Cambridge University Press	200805	1
洋書	9780198517306			Statistical Mechanics of Phase Transitions	Clarendon Press	199205	1
洋書	9789814350174		ガラス状物質と無秩序固体入門	Glassy Materials and Disordered Solids: an Introduction to Their Statistical Mechanics (Revised Edition)	World Scientific Publishing Co Pte Ltd	201102	1
洋書	9780199662760		非平衡熱力学・統計物理学: 基礎と応用	Non-equilibrium Thermodynamics and Statistical Mechanics : Foundations and Applications	Oxford University Press	201210	1
洋書	9780123919274		分子間力および表面力(第3版)	Intermolecular and Surface Forces	Academic Press Inc	201107	1
洋書	9780128175866			Intra- and Intermolecular Interactions between Non-covalently Bonded Species (Developments in Physical & Theoretical Chemistry)	Elsevier Science Publishing Co Inc	202009	1
洋書	9781482244014		液体・溶液の統計力学(テキスト)	Statistical Mechanics of Liquids and Solutions : Intermolecular Forces, Structure and Surface Interactions Volume I	Apple Academic Press Inc.	201909	1
洋書	9781891389153		統計力学	Statistical Mechanics -- Hardback	University Science Books,u.s.	200006	1
洋書	9780521190091			Nonequilibrium Molecular Dynamics : Theory, Algorithms and Applications	Cambridge University Press	201703	1
洋書	9781258371272			Statistical Mechanics: Principles and Selected Applications	Literary Licensing, LLC	201206	1
洋書	9780199672394		分子間力の理論(第2版)	The Theory of Intermolecular Forces	Oxford University Press	201301	1
洋書	9780841237797			Clean Solvents : Alternative Media for Chemical Reactions and Processing (Acs Symposium Series No.819)	Oxford University Press Inc	200207	1
洋書	9780123985385			Molten Salts Chemistry : From Lab to Applications	Elsevier Science Publishing Co Inc	201309	1
洋書	9783319156743			Molecular Dynamics Simulations of Disordered Materials : From Network Glasses to Phase-Change Memory Alloys (Springer Series in Materials Science)	Springer	201505	1
洋書	9789811266348			Semiclassical Molecular Dynamics Simulation Method	World Scientific Publishing Co Pte Ltd	202310	1
洋書	9781118939062			Atomistic Computer Simulations of Inorganic Glasses : Methodologies and Applications	Wiley	202204	1
洋書	9783662565407		計算材料科学(テキスト・第2版)	Computational Materials Science : From Ab Initio to Monte Carlo Methods	Springer	201805	1
洋書	9783030683092		材料科学のための人工知能	Artificial Intelligence for Materials Science (Springer Series in Materials Science)	Springer	202104	1
洋書	9781138724785		ソフトマター物理学の基礎(テキスト・第2版)	Fundamentals of Soft Matter Science	CRC Press	201908	1
洋書	9781118065624		ソフトマター物理学入門	Fluids, Colloids, and Soft Materials : An Introduction to Soft Matter Physics	Wiley	201606	1
洋書	9780124103948			Hierarchical Materials Informatics : Novel Analytics for Materials Data	Butterworth-Heinemann Inc	201508	1
洋書	9789819909186			Ab initio Calculation Tutorial : For Materials Analysis, Informatics and Design	Springer Verlag, Singapore	202305	1
洋書	9780198832843		超分子化学(テキスト・第2版)	Supramolecular Chemistry : Fundamentals and Applications (Oxford Chemistry Primers)	Oxford University Press	202201	1
洋書	9783527331956		分子・超分子情報処理: 分子スイッチから論理システムまで	Molecular and Supramolecular Information Processing : From Molecular Switches to Logic Systems	WILEY-VCH	201207	1
洋書	9783527323210		超高分子化学	Supramolecular Polymer Chemistry	Wiley-VCH	201112	1
洋書	9781466595026			Synergy in Supramolecular Chemistry	CRC Press Inc	201412	1
洋書	9783031006562			Supramolecular Assemblies Based on Electrostatic Interactions	SPRINGER, BERLIN, SPRINGER INTERNATIONAL PUBLISHING	202200	1

種類	ISBN (13桁)		タイトル和訳	書名	出版社名	出版年月	冊数
洋書	9781118661789		GPUによる電子構造計算:量子化学から凝縮系物理学まで	Electronic Structure Calculations on Graphics Processing Units : From Quantum Chemistry to Condensed Matter Physics	Wiley	201604	1
洋書	9781788017893		化学における機械学習:人工知能の影響	Machine Learning in Chemistry : The Impact of Artificial Intelligence	Royal Society of Chemistry	202007	1
洋書	9780128136515			Mathematical Physics in Theoretical Chemistry (Developments in Physical & Theoretical Chemistry)	Elsevier Science Publishing Co Inc	201811	1
洋書	9789400775053			Data-Driven Modeling : Using Matlab in Water Resources and Environmental Engineering (Water Science and Technology Library)	Springer	201312	1
洋書	9780070627390			Modern Quantum Chemistry	McGraw-Hill Inc.,US	198912	1
洋書	9783030818845		ツリー・グラフ上のアルゴリズム(テキスト)	Algorithms on Trees and Graphs : With Python Code	Springer	202110	1
洋書	9783319732343			Guide to Graph Algorithms : Sequential, Parallel and Distributed (Texts in Computer Science)	Springer	201802	1
洋書	9781482251166			Graphs, Algorithms, and Optimization (Discrete Mathematics and Its Applications)	Apple Academic Press Inc.	201609	1
洋書	9781492047681			Graph Algorithms : Practical Examples in Apache Spark and Neo4j	O'Reilly Media	201905	1
洋書	9780521880688		数値計算のレシピソースコード(第3版)	Numerical Recipes 3rd Edition : The Art of Scientific Computing	Cambridge University Press	200709	1
洋書	9780521437219			Numerical Recipes in FORTRAN Example Book : The Art of Scientific Computing	Cambridge University Press	199302	1
洋書	9780521574396			Numerical Recipes in Fortran 90: Volume 2, Volume 2 of Fortran Numerical Recipes : The Art of Parallel Scientific Computing	Cambridge University Press	199611	1
洋書	9780367759285			Numerical Recipes in Quantum Information Theory and Quantum Computing : An Adventure in FORTRAN 90	CRC Press	202109	1
洋書	9780367554934			Mathematical Modeling the Life Sciences : Numerical Recipes in Python and MATLAB® (Textbooks in Mathematics)	CRC Press	202209	1
洋書	9780199299690			Molecular Theory of Solutions	Oxford University Press	200607	1
洋書	9789812837608			Molecular Theory of Water and Aqueous Solutions - Part I: Understanding Water	World Scientific Publishing Co Pte Ltd	200907	1
洋書	9789814350532			Molecular Theory of Water and Aqueous Solutions - Part II: the Role of Water in Protein Folding, Self-assembly and Molecular Recognition	World Scientific Publishing Co Pte Ltd	201106	1
洋書	9789811226281			Water and Life: Life in Water and Water in Life	World Scientific Publishing Co Pte Ltd	202103	1
洋書	9783031212758		情報理論と応用	Information Theory and Selected Applications	Springer	202301	1
洋書	9789814651660		情報とエントロピー、生命と宇宙	Information, Entropy, Life and the Universe: What We Know and What We Do Not Know	World Scientific Publishing Co Pte Ltd	201503	1
洋書	9789813200753		熱力学(テキスト)	Modern Thermodynamics	WS Professional	201610	1
洋書	9789813100114			Entropy Demystified: the Second Law Reduced to Plain Common Sense	World Scientific Publishing Co Pte Ltd	201605	1
洋書	9789812707062		情報に基づく統計熱力学	Farewell to Entropy, A: Statistical Thermodynamics Based on Information	World Scientific Publishing Co Pte Ltd	200801	1
洋書	9781284207910			Python Programming in Context with Cloud Desktop Access	Jones and Bartlett Publishers, Inc	201912	1
							120

学校法人北里研究所 組織図

[2022年7月1日]



【資料28】北里大学自己点検・評価委員会規程

北里大学自己点検・評価委員会規程

平成 4年 3月14日制定
平成 6年 3月11日改正
平成 7年 3月10日改正
平成13年 7月 1日改正
平成14年 4月 1日改正
平成15年 4月 1日改正
平成15年 9月19日改正
平成16年 9月17日改正
平成19年 4月 1日改正
平成20年 4月 1日改正
平成25年 1月 1日改正
平成26年11月21日改正
平成28年11月 1日改正
平成29年 4月14日改正
2019年 8月 1日改正

(設置)

第1条 内部質保証に係る自己点検・評価規程第4条に基づき、学部長会及び大学院委員会の下に北里大学自己点検・評価委員会(以下「全学委員会」という。)を置く。

(業務)

第2条 全学委員会は、次に掲げる業務について協議策定し、学長・副学長会議、学部長会及び大学院委員会に答申する。

- (1) 自己点検・評価の実施に関する基本事項(基本方針、到達目標、点検・評価項目、実施時期、実施体制等)
- (2) 自己点検・評価の統括及び結果の報告に関する事項
- (3) 自己点検・評価の結果の公表及び活用に関する事項
- (4) 公益財団法人大学基準協会が行う大学評価(認証評価)の申請及び対応に関する事項
- (5) その他外部評価及び第三者評価に関する事項
- (6) 自己点検・評価の結果(認証評価等の指摘事項を含む)に基づく全学及び学部等の改善に関する事項(改善計画、改善方策、改善状況の管理等)
- (7) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 全学委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
 - (2) 点検・評価室長（副学長 点検・評価担当）
 - (3) 学部長、研究科長、学府長及び一般教育部長
 - (4) 高等教育開発センター長
 - (5) 北里大学教育委員長
 - (6) 学識経験者の中から学長が委嘱した者 若干名
- 2 委員長は、学長とする。
- 3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。
- 4 委員会には、副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長が指名し、委員会の了承を得る。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱された日から2年間とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（北里大学点検・評価室との連携）

第6条 委員会は、第2条に定める事項について、各学部、委員会及び事務組織等の対応に関する説明及び連絡調整を行い、実効性のある自己改善と向上のサイクルを確立するため、北里大学点検・評価室（以下「点検・評価室」という。）と有機的な連携を図る。

- 2 点検・評価室の構成及び運営等については、別に定める。

（外部評価委員会）

第7条 委員会は、本学の自己点検・評価活動の適切性を検証するため、全学委員会の下に外部評価委員会を置くことができる。外部評価委員会の構成及び運用等については別に定める。

（事務局）

第8条 委員会の事務は、点検・評価室事務室が担当する。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、学部長会及び大学院委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（北学総第29-690号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則（北学総第2019-04967号）

この規程は、2019年8月1日から施行する。

学校法人北里研究所情報公開規程

2018年9月21日 制定

2021年3月19日 改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北里研究所（以下「本法人」という。）が保有する情報の公開及び開示に関する必要な事項について定め、法人運営や教育研究等の情報公開を推進することで社会的説明責任を果たすとともに、本法人の公正かつ透明性の高い運営を実現し、教育研究をはじめとする諸事業の質的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 情報 本法人が法律上の義務、事業及び職務の遂行上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、本法人が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。
- (2) 公開 公開の対象となる情報を容易に閲覧することができるように公表することをいう。
- (3) 開示 この規程に定める開示請求手続きに基づき、情報を示すことをいう。
- (4) 教職員等 本法人の役員、評議員及び本法人と雇用関係のある者をいう。
- (5) 学生 本法人が設置する大学、大学院及び併設校の学生（科目等履修生等を含む）であって、現在在籍する者をいう。
- (6) 保護者等 学生の保証人、学費請求先として本法人に届出されている者及び親権者をいう。
- (7) 部門長等 学部長、研究科長、一般教育部長、学府長、所長、病院長、学院長、学校長、センター長、大学図書館長、感染制御研究機構長、北里柴三郎記念室長、国際部長、法人本部及び教学本部の部署長等をいう。

(適用除外)

第3条 教職員等が業務遂行上、本法人が保有する情報を利用する必要がある場合は、当該情報を所管する部署の長の許可を得たうえで、当該情報を利用することができるものとし、この規程を適用しない。

(解釈及び運用の方針)

第4条 本法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう配慮するものとする。

第2章 情報の公開

(積極的に公開する情報)

第5条 本法人は、次の各号に定める情報を本法人のホームページ等を通じて、広く社会に公開する。なお、診療活動に関する公開情報については、別に定めるものとする。

- (1) 法人及び学校の基本情報
 - ア 寄附行為
 - イ 寄附行為施行細則
 - ウ ガバナンス・コード

- エ 本法人及び大学の理念、建学の精神
 - オ 沿革と構成
 - カ 事業目的及び主な事業内容・状況
 - キ 事業計画
 - ク 組織構成
 - ケ 役員等、教職員数、学生等の人数、収容定員、施設・設備の概況等の基礎データ
 - コ 業務基準・権限基準に関する規程
 - サ 北里大学学長選考規程
 - シ 北里大学副学長に関する規程
 - ス 北里大学学長補佐に関する規程
 - セ 学部長候補者選考等に関する規程
 - ソ 病院長候補者選考等に関する規程
 - タ 行政機関への設置認可申請及び設置届出書の趣旨を記載した書類等
 - チ 同窓会及びP P Aに関する情報
- (2) 財務及び経営に関する情報
- ア 将来ビジョン、中期計画等主たる将来計画の概要
 - イ 事業計画書の概要
 - ウ 財産目録の概要
 - エ 貸借対照表
 - オ 収支計算書
 - カ 事業報告書
- (3) 教育研究活動に関する情報
- ア 大学、大学院及び併設校の学則
 - イ 学部、大学院研究科及び併設校の教育方針
 - ウ 学部、大学院研究科及び併設校の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
 - エ 学部、大学院研究科及び併設校の教育課程の編成並びに実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）
 - オ 学部、大学院研究科及び併設校の学生生徒等納付金額
 - カ 学部及び大学院研究科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
 - キ ファカルティ・ディベロップメントの状況
 - ク 大学教員の教育研究業績
 - ケ 開講科目のシラバス（教育内容・方法、授業計画、成績評価方法を含む。）
 - コ 学部、大学院研究科及び併設校の受験者数、合格者数、入学者数及び入学志願者数
 - サ 学位に関する規程
 - シ 研究倫理に関する指針・基準
 - ス 国際交流に関すること
 - セ 公開講座に関すること
 - ソ 図書館の蔵書に関すること
 - タ 学部、大学院研究科及び併設校の教育研究活動の成果（学位論文、紀要論文、学術雑誌掲載論文）
- (4) 評価に関する情報
- ア 大学の自己点検・評価報告書
 - イ 大学基準協会が指定する情報項目による大学基礎データ

- ウ 外部評価、認証評価、第三者評価の結果及びその対応についての報告書
 - エ 大学評価に関する規程
 - (5) コンプライアンス等に関する情報
 - ア コンプライアンスに関する規程及びガイドライン
 - イ ハラスメント防止に関する規程及びガイドライン
 - ウ 利益相反に関する規程及びポリシー
 - (6) 監査に関する情報
 - ア 私立学校法第37条第3項第3号に基づく監事の監査報告書
 - (7) 学生に関する情報
 - ア 学生の在籍状況
 - イ 奨学金及び授業料減免等の修学支援制度の概要及び規程
 - ウ 卒業生数
 - エ 課外活動団体の活動状況
 - オ 学生の就職状況
 - カ 学生の国家試験合格状況
 - キ 学生の心身の健康等に係る支援に関すること
 - (8) 公費の助成に関する情報
 - ア 私立学校振興助成法に基づく助成額
 - イ 受託研究等、学外機関からの研究資金の受入件数及び金額
 - ウ 競争的資金等、その他の公費による助成の概況
 - (9) 情報公開に関する情報
 - ア 本規程、本規程に関する手続及び様式
 - イ 個人情報保護に関する規程、個人情報保護に関するポリシー
 - (10) その他
 - ア 社会一般に公開することを理事会が承認した情報
- 2 前項にかかわらず、本法人は公開情報以外の情報についても、必要に応じて社会一般の求める情報の公開に努めるものとする。ただし、本法人の諸規程等に別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

第3章 情報の開示等

(情報開示)

第6条 本法人は、次の各号に掲げる者（以下「開示請求者」という。）からの請求に基づき、当該各号に定める情報を開示することができる。

- (1) 削除
 - (2) 本法人に対する寄附者及び寄附を検討している者
 - 租税特別措置法施行令第26条の28の2第2号ロに定める各書類
- 2 前項に定める情報以外に開示請求があったときは、当該情報を所管する部門長等が、別に定める基準に基づき、当該請求の対象となる情報の全部若しくは一部開示又は不開示等（以下「開示等」という。）の情報開示の可否を判断し、理事長の承認を得なければならない。
- 3 第1項に掲げる者以外から開示請求があったときも前項に規定する手続を経て、開示等を決定するものとする。
- 4 裁判所及び警察署並びに関係省庁等からの情報開示の照会に際しては、必要とされる情報を開示することができる。

5 第2項により開示する情報は、情報開示請求書を受付けた日から起算して過去5か年の情報とする。ただし、学校法人北里研究所文書保存規程第7条に定められた保存年限が5年未満のものは、当該情報の保存年限内のものとする。

6 診療情報に関する情報開示については、別に定めるものとする。

(開示請求の方法)

第7条 開示請求者は、本法人所定の「情報開示請求書」(様式第1号。以下「開示請求書」という。)に必要事項を記入し、所定の手数料と本人確認書類を添えて本法人に請求しなければならない。

2 情報開示に係る手続き等について、法令その他本法人の諸規程等に別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

(受付)

第8条 開示請求者からの受付窓口は、総務部に設置する。

2 受付窓口は、前条の開示請求に必要な書類等に不備があるときは、開示請求者に対して参考となる情報を提供し、その補正を求めたうえで、受付ける。

3 受付窓口は、開示請求書を受付けたときは、開示請求者に対し開示請求書の副本1部及び開示請求手数料領収書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった情報を所管する部署等に送付する。

(開示等の検討)

第9条 部門長等は、必要に応じて有識者等に意見を求めることができる。

(不開示情報)

第10条 開示請求に係る情報に次の各号のいずれかの情報が含まれる場合は、当該情報を不開示とする。ただし、人の生命、身体、生活、地位、又は財産の保護、犯罪の予防や捜査のために、情報公開することが必要であると認められる場合はこの限りではない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公にすることができない情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、法令の規定や慣行として公開され、又は公開予定の情報を除く。

(3) 本法人と関連のある法人及びその他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「当該法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。

ア インサイダー取引に該当する情報、秘密保持契約期間中の情報など、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 本法人の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提出されたものであって、当該法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、その他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 原則として、公にすることにより、人の生命、身体、財産、地位又は生活の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報

(5) 本法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

2 前項の規定は、第5条に規定する積極的に公開する情報にも準用する。

(部分開示)

第11条 開示請求に係る情報に前条第1項各号に掲げる不開示情報が含まれている場合において、不開示情報が記録されている部分が容易に区分、分離でき、かつ、開示請求者の請求趣旨を損なわないと認められるときは、当該不開示情報を除いた情報を開示する。なお、当該不開示情報を除くことにより、有意の情報が記録されていない場合は、この限りではない。

2 開示請求に係る情報に前条第1項第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるときは、同号の特定の個人を識別する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(情報の存否)

第12条 本法人は、当該開示請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 部門長等は、開示請求に係る情報に、開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合において、開示等の決定に先立ち、当該情報に係る第三者に対して「第三者に係る情報の開示請求に関する通知」(様式第2-1号)を送達する。同通知には、開示請求に含まれる第三者の情報内容を記載し、指定された期限までに「情報の開示に係る意見書」(様式第2-2号)により意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

2 部門長等は、前項により意見書提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を記載した「情報の開示に係る意見書」(様式第2-2号)を提出した場合で、第三者の意思に反して開示を決定するときは、「第三者に係る情報開示決定通知書」(様式第2-3号)を当該第三者に送達し、開示する旨と日程及びその理由を報知する。この場合において、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間をおかななければならない。

(開示等の決定)

第14条 部門長等は、第8条により受付けた日から30日以内(同条第2項に定める補正に要した日数を除く)に、開示請求者に本法人所定の様式(様式第3-1~5号)にて開示等の決定内容、開示窓口及び開示期間等を通知する。

2 本法人はやむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、本法人は、開示請求者に対して、速やかに延長する理由及び期間を「情報開示決定期間延長通知書」(様式第4号)により通知する。

(開示方法)

第15条 開示は、原則として本法人の指定する場所において閲覧により行う。閲覧に際して、開示の決定に基づき開示を受ける者は、本人確認書類と開示決定書を提示しなければならない。

2 本法人は、前項の閲覧に際し、必要に応じて職員を立ち合わせるものとする。

3 開示請求者が希望し、理事長が必要と認めたときは、文書、図面又は写真の写しの交付(郵送による交付を含む)により、これを行うことができる。

(開示の決定に基づき開示を受ける者の禁止行為)

第16条 開示の決定に基づき開示を受ける者は、次の行為をしてはならない。

(1) 資料を汚損若しくは毀損し、又は指定された閲覧場所以外に持出すこと。

(2) 前条第3項により理事長が必要と認めたとときを除いて、資料を謄写、複写、撮影すること。

(3) 開示された情報を開示請求書に記載された目的以外に利用すること。

(開示決定の取り消し)

第17条 本法人は、開示の決定に基づき開示を受ける者が次の各号に該当するときは、開示の決定を取消し、以後、対象となる全ての情報に対してその者からの開示請求には応じないものとする。

(1) 本規程に違反した場合

(2) 他人(法人や機関を含む)に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる場合

(費用負担)

第18条 開示請求者又は開示の決定に基づき開示を受ける者は、それぞれ開示請求に係る手数料として、情報開示請求書1枚につき300円の事務手数料及び実施に係る実費相当額(郵送料、その他の実費)の手数料を、閲覧時に窓口へ納めなければならない。

第4章 異議申立て

(異議の申立て)

第19条 開示等決定に不服がある者は、開示等決定通知書の発信日の翌日から起算して60日以内に、本法人に対して、「情報開示等の決定に対する異議申立書」(様式第5-1号)により異議の申立てをすることができる。

2 前項の申立てを受けた部門長等は、速やかに理事長へ報告するものとする。

3 本法人は、異議の申立てがあったときは、遅滞なく、学校法人北里研究所情報開示等審査委員会(以下「審査委員会」という。)で審査のうえ、その結果を「異議申立てに対する決定通知書」(様式第5-2号)により回答しなければならない。ただし、異議の内容が軽微かつ自明のものである場合又は錯誤に基づくものである場合は、審査委員会を開催せず、総務担当常任理事が異議申立てに関する対応を決定するものとする。

4 本法人は、異議申立てを受理してから結果を回答するまで、開示に係る執行を停止しなければならない。

(審査委員会)

第20条 前条の審査は審査委員会を設けて行うものとする。審査委員会の運営に際し必要な事項は別に定める。

第5章 情報の管理

(情報の管理)

第21条 本法人は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、学校法人北里研究所文書保存規程に則り、文書等の業務情報を適正に管理しなければならない。

第6章 雑則

(主管部署)

第22条 この規程に係る事務は、法人本部総務部が担当する。

(その他必要な事項)

第23条 この規程に定めるもののほか、情報の公開及び開示の実施に必要な事項は、その都度常任理事会でこれを定める。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て理事会において決定する。

附 則（北学総第2018－第06758号）

（施行期日）

この規程は、2018年10月1日から施行する。

附 則（北学総第2020－第14152号）

（施行期日）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

【資料30】未来工学研究科_学位論文審査基準

北里大学大学院未来工学研究科における学位論文審査基準

○修士課程

修士課程の学位論文審査は、未来工学研究科における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、研究科委員会で選出された論文審査委員会（主査1名、副査2名以上）で論文の査読を行い、修士論文審査会における口頭発表及び口頭試問（関連学術に関する試問を含む）を通じて、修士論文としてふさわしいものであるかを判定する。最終的な合否判定は、論文審査委員会の判定に基づき、未来工学研究科委員会において決定する。

審査基準項目

- 1) 中間報告などで議論した内容が反映してまとめられており、工学上十分な新規性、独創性を有すると認められるものであること、又は新規なデータベース構築やソフトウェア開発などの工学上の貢献が明確な成果として含まれていること。
- 2) 通常の学術論文の構成（要旨、イントロダクション、方法、結果、ディスカッション、参考文献、付録など）を含む内容であり、英文又は和文で作成されていること。ただし、理論的な研究やデータベース構築、ソフトウェア開発に関してはこのような構成にならない場合がある。その場合でも、その分野で標準的な学術誌の論文構成となっていることを求める。
- 3) 当該研究の背景が十分に述べられていて論文の新規性が確認できること（イントロダクションと参考文献）、研究手法や倫理的な対応について必要かつ十分な再現性が確認できること（方法）、統計的な手法などで得られた結果の正当性が担保されていること（結果）、先行研究と関連付けて当該論文の結果が批判的に議論されていること（イントロダクションとディスカッション）、論文本論をサポートするデータやソフトウェアなどが示されていること（付録）。

【資料31】北里大学高等教育開発センター設置規程

北里大学高等教育開発センター設置規程

平成 19 年 1 月 19 日制定

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 20 年 7 月 18 日改正

平成 22 年 1 月 15 日改正

平成 22 年 7 月 16 日改正

平成 25 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 10 月 17 日改正

平成 27 年 2 月 20 日改正

平成 29 年 3 月 17 日改正

(設置)

第 1 条 北里大学学則第 64 条（附属施設）の規定に基づき、本学に、北里大学高等教育開発センター（Center for Development of Higher Education, Kitasato University）（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、北里大学における学士課程教育プログラムや教材の開発及び教育活動の継続的な改善の推進及び支援により、大学教育の充実及び発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学部にもたがる教育プログラム及び教育環境の企画並びに開発の支援
- (2) 教育内容及び教育方法の改善にかかわる全学的な企画及び推進
- (3) 全学にかかわる教育効果の評価方法の開発及び実施
- (4) 教員の教育力向上の支援及び推進
- (5) 大学教育に関する情報の収集、調査、分析及び情報の発信
- (6) 教育担当副学長及び北里大学教育委員会からの諮問事項
- (7) その他センターの目的達成のために必要な事項

(部門)

第 4 条 前条の事業を遂行するため、センターに次の部門を置く。

- (1) 教育開発部門 学部にもたがる教育プログラム（1 群，2 群，3 群科目）及び研究環境の調査，分析及び助言
- (2) 教育研究部門
 - ア FD 情報の収集、調査、分析及び提供
 - イ 教育内容及び教育方法に関する学術調査

ウ 教育効果の評価方法の開発及び実施

エ 学生及び教員の意識調査の実施

(3) FD 推進部門

ア FD 講演及びシンポジウム、新任教員研修会並びに公開授業及び授業検討会の企画及び実施

イ 教員相談窓口

ウ 広報誌及びHPによる研究成果及び情報の発信

2 各部門においては、所管する各事業を推進するため、必要に応じてプロジェクトを開設することができる。

3 プロジェクトのメンバーについては、各学部等と調整のうえ、センター構成員以外の者も選出することができる。

(センター構成員)

第5条 センターは、次の教員をもって構成する。

(1) センター長 1人

(2) センター員 若干名

2 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

3 センター長及びセンター員は、学長が指名する。

4 センター員は、主として第4条第1項第1号から第3号に定めるいずれかの部門の業務を担当する。

5 各部門に、部門長を置く。部門長は、当該部門の業務を所掌する。

6 部門長は、センター構成員の中からセンター長が指名する。

7 センター長及びセンター員、部門長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(センター会議)

第6条 センターに、センター会議を置き、次の事項を協議する。

(1) 第3条に定める各事業の推進に関すること。

(2) センターの運営方針、事業計画、予算に関すること。

(3) その他センターの運営に必要な事項。

2 センター会議の構成員はセンター長及びセンター員とする。ただし、必要に応じ、その他の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務取扱)

第7条 センターの事務は、学事企画部において取り扱う。

2 学事企画部長は、センター事務を統括し、センター会議に陪席する。

3 事務職員は、学事企画部職員及び兼務職員をもってこれに充てる。

(細則)

第8条 この規程の運用に関し必要な事項については、細則を定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、センター会議及び北里大学学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 センターは、本学における一貫した学士課程教育展開の趣旨を踏まえ、本学の附属施設として位置付けるが、センターの運営及び人事等については、一般教育部と緊密な連携の下に行うものとする。
- 3 センターの開設場所は、一般教育部内とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第5条第7項の規定にかかわらず、平成25年4月1日から平成26年6月30日までに選出されたセンター構成員の任期は、平成26年6月30日に終わる。

附 則

- 1 この規程は、平成26年10月17日から施行する。
- 2 第5条第7項の規定にかかわらず、平成26年7月1日から平成28年6月30日までに選出されたセンター構成員の任期は、平成28年6月30日に終わる。

附 則

この規程は、平成27年2月20日から施行する。

附 則（北学総第28-11825号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

【資料32】FD委員会規程

北里大学未来工学部 FD 委員会規程

2023年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 北里大学未来工学部（以下「本学部」という。）の教育機能の改善、開発及び教員個人の資質向上を図るため、未来工学部教授会（以下「教授会」という。）のもとにFD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程におけるFDとは、本学部の専任の教員を対象とした前条に掲げる資質向上を図るための組織的な取組みを言う。

(協議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 授業内容及び授業方法改善のための組織的な取組みに関する事項
- (2) 教育業績評価及び授業評価など、教員個人の資質向上に関する事項
- (3) 教育システム及び教育改善成果の評価に関する事項
- (4) 教授会及び学部長からの付託事項
- (5) その他FDの推進に関する事項

(構成)

第4条 委員会は、専任教員の中から選任された者をもって構成する。

- 2 委員会には委員長を置き、委員長は学部長が指名する。
- 3 委員は、委員長が指名し、教授会の承認を得る。
- 4 委員長は委員を統括し、委員会を代表する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱された日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の交代等により、前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議事を統括する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。
- 5 委員会は、必要に応じて開催する。
- 6 委員会開催に際し、議事案件等についてはあらかじめ学部長の了承を得、協議結果については教授会に報告しなければならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、未来工学部事務室が担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会及び未来工学部教授会の議を経て決定する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。

【2022年度第4回未来工学部準備委員会（2023.2.27開催）承認】

【資料33】SD委員会規程

北里大学未来工学部 SD 委員会規程

2023年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 未来工学部（以下「本学部」という。）の職員が学部運営をはじめとする事務業務等の必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させる等の目的を達成するため、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）を推進するSD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程におけるSDとは、本学部事務室に配属となった事務職員を対象とした、前条に掲げる資質向上を図るための組織的な取組みを言う。

(協議事項)

第3条 委員会では、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 職員の研修等に係る企画・立案に関すること
- (2) 職員の職務能力及び管理運営能力向上のための講演会、研修会等の実施、分析及び検証に関すること
- (3) 新任職員の資質向上に関すること
- (4) 運営上での危機管理に関すること
- (5) ハラスメント各種の対策に関すること
- (6) その他SDの推進に関すること

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
 - (2) 教育委員長及び学生指導委員長
 - (3) 事務長
 - (4) 課長又は課長補佐
 - (5) その他学部長が必要と認めた教員、及び事務職員
- 2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、未来工学部事務室がこれを行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項については、都度協議の

上、決定する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会及び未来工学部教授会の議を経て決定する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。

【2022年度第4回未来工学部準備委員会（2023.2.27開催）承認】